

君津市国民保護計画



令和8年2月改訂

君津市

目次

第1編 総則	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等.....	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ.....	1
2 市国民保護計画の構成.....	1
3 用語の定義.....	2
4 君津市地域防災計画等との関連.....	4
5 市国民保護計画の見直し及び変更手続き.....	4
第2章 国民保護措置の基本的な方針.....	5
1 基本人権の尊重.....	5
2 国民の権利利益の迅速な救済.....	5
3 国民に対する情報提供.....	5
4 関係機関相互の連携協力の確保.....	6
5 国民の協力.....	6
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮.....	6
7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施.....	6
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保.....	6
第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定.....	7
1 武力攻撃事態の類型.....	7
2 緊急対処事態の事態例.....	7
第4章 市の地理的、社会的特徴.....	9
1 位置	9
2 地形	9
3 海岸	9
4 気象	9
5 人口分布.....	9
6 道路	10
7 鉄道	10
8 港湾・漁港.....	10
9 自衛隊施設.....	10
10 その他	10
第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	12
1 関係機関の事務又は業務の大綱.....	12
第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処.....	16
第1章 平素からの備え	16
第1 組織及び体制の整備.....	16
1 市における組織・体制の整備等.....	16

2	関係機関との連携体制の整備	2 1
3	通信の確保	2 3
4	情報収集・提供の体制整備	2 3
5	研修及び訓練	2 7
第 2	避難及び救援に関する平素からの備え	2 9
1	避難に関する基礎的事項	2 9
2	救援に関する基礎的事項	3 0
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の基礎的情報の把握	3 0
4	避難施設の指定への協力	3 0
5	避難実施要領のパターンの作成	3 1
第 3	生活関連等施設の把握等	3 2
1	生活関連等施設の把握等	3 2
2	石油コンビナート等特別防災区域における備え	3 3
3	市が管理する公共施設等における警戒	3 3
第 4	物資及び資材の備蓄、整備	3 4
1	市における備蓄	3 4
2	市が管理する施設及び設備の整備等	3 4
第 5	医療救護体制の整備	3 5
第 6	避難行動要支援者の支援体制の整備	3 6
1	避難行動要支援者に関する配慮	3 6
2	社会福祉施設等における備え	3 6
3	児童・生徒等の避難時の配慮	3 6
4	外国人に対しての配慮	3 6
第 7	国民保護に関する啓発	3 7
1	理解の促進	3 7
2	防災に関する啓発との連携	3 7
3	学校における教育	3 7
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 7
第 2 章	武力攻撃事態及び予測事態への対処	3 8
第 1	事態認定前における初動体制の整備及び初動措置	3 8
1	初動体制の整備	3 8
2	市国民保護等連絡室の設置	3 8
3	市国民保護等緊急対策本部の設置	3 9
4	市国民保護対策本部に移行する場合の調整	4 0
第 2	市国民保護対策本部の設置等	4 1
1	市対策本部の設置	4 1
2	通信の確保	5 0
第 3	関係機関相互の連携	5 0

1	国・県の対策本部との連携	5 0
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 0
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 1
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 1
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 2
6	市の行う応援等	5 2
7	自主防災組織等に対する支援等	5 2
8	住民への協力要請	5 3
第4	警報の内容の伝達等	5 3
1	警報の内容の伝達及び通知	5 3
2	警報の内容の伝達方法	5 4
3	緊急通報の発令	5 5
4	避難住民の誘導等	5 6
第5	救援	6 3
1	救援の実施	6 3
2	関係機関との連携	6 4
3	救援の内容	6 4
第6	安否情報の収集・提供	6 6
1	安否情報の収集	6 7
2	県に対する報告	6 7
3	安否情報の照会に対する回答	6 7
4	日本赤十字社に対する協力	6 8
第7	武力攻撃災害への対処	6 9
1	武力攻撃災害への対処	6 9
2	生活関連等施設の安全確保等	6 9
3	N B C攻撃による災害への対処	7 0
4	応急措置等	7 3
5	石油コンビナート等特別防災区域に係る対処	7 7
第8	被災情報の収集及び報告	7 7
第9	保健衛生の確保その他の措置	7 8
1	保健衛生の確保	7 8
2	廃棄物の処理	7 8
第10	国民生活の安定に関する措置	7 9
1	生活関連物資等の価格安定	7 9
2	避難住民等の生活安定等	7 9
3	生活基盤等の確保	7 9
第11	特殊標章等の交付及び管理	8 0
第3編	緊急対処事態への備えと対処	8 2

第1章	総論	8 2
第1	基本的考え方	8 2
第2	事態想定ごとの被害概要	8 3
1	攻撃対象施設等による分類	8 3
2	攻撃手段による分類	8 4
第3	平素からの備え	8 5
1	関係機関によるネットワーク等の活用	8 5
2	市が管理する公共施設における警戒	8 5
3	対処マニュアル等の整備及び留意点	8 5
4	石油コンビナート等特別防災区域における備え	8 5
第2章	緊急対処事態への対処	8 6
第1	事態認定前の対処	8 6
1	初動時情報連絡体制	8 6
2	市国民保護等連絡室の設置	8 6
3	市国民保護等緊急対策本部の設置	8 7
4	市緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整	8 9
第2	市緊急対処事態対策本部の設置等	9 0
1	市緊急対処事態対策本部の設置手順	9 0
2	その他市緊急対処事態対策本部関連事項	9 0
第3	関係機関相互の連携と主な役割	9 1
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割	9 1
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割	9 3
第4	緊急対処事態への対処上の留意点	1 0 4
1	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 0 4
2	赤十字標章等の標章の取扱い	1 0 4
3	国民経済上の措置の取扱い	1 0 4
4	石油コンビナート等特別防災区域に係る緊急対処事態における災害への対処	1 0 4
第4編	復旧等	1 0 5
第1章	応急の復旧	1 0 5
1	基本的考え方	1 0 5
2	ライフライン施設の応急の復旧	1 0 5
第2章	武力攻撃災害等の復旧	1 0 6
1	国における所要の法制の整備等	1 0 6
2	当面の復旧についての留意事項	1 0 6
第3章	国民保護措置等に要した費用の支弁等	1 0 7
1	国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 0 7
2	損失補償及び損害補償	1 0 7
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 0 7

第1編 総則

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

君津市（君津市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 国民保護上の市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、君津市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総則

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

3 用語の定義等

この計画における主な用語の定義等は、次のとおりとする。

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
N B C攻撃	核兵器（Nuclear weapons）等、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、高齢や障がいなどにより、災害発生時に自力で避難することが困難であり、円滑迅速な避難をするために、特に支援が必要なものをいう。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <p>1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関</p> <p>2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関</p> <p>3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関</p> <p>4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関</p>
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第 102 条第 1 項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。

非常通信協議会	電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。
---------	---

【法律等の略称】

略 称	正式名称
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
市個人情報保護法 施行条例	君津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）

4 君津市地域防災計画等との関連

(1) 君津市地域防災計画との関連

本計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は地震や風水害などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「君津市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）の内容と整合を図るものである。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連

石油コンビナート等に係る、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づく対処を行う。

5 市国民保護計画の見直し及び変更手続き

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不斷の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、君津市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

（2）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告した後、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。この場合において、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、市は、これらの手続きを担当する部署を定めるなど必要な処理体制を確保するとともに、手続きに関連する文書を、市行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

また、市は、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確實に保管する等、配慮する。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

このため、あらゆる広報手段を活用し、特に高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確實に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、N B C攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などにおいて、高齢者、障がい者、乳幼児、病人、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、市、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じ、国、県等から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型は以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

類型	特徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態の事態例

市国民保護計画においては、緊急対処事態として県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類型	事態例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none">石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破危険物積載船への攻撃ダムの破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none">大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破列車等の爆破政治経済活動の中核（市庁舎、交通施設、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃

攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの。）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

本市は、東京の 50km 圏内にあり、千葉県の中南部に位置し、東京湾に面している。東部は市原市及び大多喜町、西部は富津市、南部は鴨川市、北部は木更津市に隣接している。

周囲は 118.2km、面積 318.78 km²に及ぶ広大な市域を有し、東部及び中央部に源を発する小櫃川(77.0km)と小糸川(65.3km)がそれぞれ東京湾に流入している。南東部地帯は房総の屋根を代表する鹿野山、清澄山系の元清澄山などの山脈が連なり、山と谷の壮大な展望が見られ、中部地帯は平坦な沃野で水利に恵まれ県下でも有数な穀倉地帯で豊かな緑の田園風景がひらけている。

東京湾に面した地域は京葉臨海工業地帯の南部拠点として製鉄を中心とする工業地帯となっている。

2 地形

本市は、房総半島中部の鹿野山の北東部を占めている。東京湾に面した小糸川下流の海岸低地を除くとほとんどが丘陵・山地地域で、その間に小櫃川・小糸川の低地が広がっている。地形的には山地、丘陵、台地、低地の4つに区分される。

房総半島の地質は、主として第三紀層と第四紀層とからなり、それらの地層は下から「三浦層群」、「上総層群」、「下総層群」に大きく分けられている。本市には、これらの地層群がすべて分布している。

下位の地層である「三浦層群」が一番南に東西方向に帶状に分布し、北に行くに従って上位の「上総層群」、「下総層群」と分布している。また、丘陵を縫うように発達する小櫃川・小糸川の流域にはもっとも新しい沖積層が発達し、同河川沿いには数段の河岸段丘が発達している。

3 海岸

本市西部の東京湾に延長約 4 km の海岸があり、海岸線のすべてが京葉臨海工業地帯となっており自然海岸はない。

4 気象

本市の気象は、湾岸部、河川中流域、丘陵地では気候が少しずつ違い、平均気温の差が 2 度程度みられ、冬には湾岸部は雨でも河川中流域から丘陵地は雪が降っていることがある。

市域は、温帯気候であり、温暖、湿潤で季節風帯にあり、東京湾沿岸と南部丘陵の気候の特徴を持っている。

5 人口分布

本市の人口は、令和 2 年 10 月 1 日（国勢調査基本集計結果）現在 82,206 人となり、平成 27 年の国勢調査と比べると減少傾向にあるのに対し、世帯数は 819 世帯増加となっている。

人口のうち多くが西部に居住しており、人口集中地区の密度は 2,628.5 人／k m²（令和 2 年国勢調査）となっている。

6 道路

本市の道路は、東京湾アクアラインや館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道などの整備が進み、これらの道路を骨格とし、国道4路線（16号、127号、410号、465号）を幹線道路として、それに県道16路線により道路網を形成している。

7 鉄道

本市の鉄道は、JR内房線と久留里線があり、JR内房線は市街地を縦断し千葉と館山を結んでいる。市の玄関でもある君津駅は特急・快速・普通電車が発着し利便性が高いが、君津駅から以南は単線区間となっている。

また、東部には木更津駅と上総亀山駅を結ぶ久留里線が運行している。

8 港湾・漁港

本市には、港湾ではなく、西部の東京湾沿岸は専用の埠頭となっている。

9 自衛隊施設

本市に自衛隊の施設はないものの、隣接する木更津市に自衛隊施設が所在する。

所在地	施設・主要部隊
木更津市	(陸上自衛隊) 木更津駐屯地 : 第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊 (海上自衛隊) 航空補給処 (航空自衛隊) 木更津分屯基地

10 その他

(1) 石油コンビナート

本市の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき京葉臨海南部地区の特別防災区域が指定されており、概要は次のとおりである。

京葉臨海南部地区は、本市と木更津市に位置し、面積 12.51 平方キロメートル、総事業所数 70 社、そのうち 3 の特定事業所（第1種事業所 1（レイアウト事業所 1）、第2種事業所 2）で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。

【千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表（京葉臨海南部地区）】

(貯蔵・取扱・処理量・事業所数：令和4年4月1日現在)

区分		区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所※2			その他 事業所 (うち石油を 取り扱う事 業所)
			石油 千 k ℥	高圧ガス 百万 N m ³ ※1	総数	第一種事 業所 (うちレイ アウト事業 所※3)	第二種事 業所	
地区	関係市							
京葉臨 海南部	木更津市 君津市	12.51	43 (0.21%)	21 (0.89%)	3	1 (1)	2	67 (23)

※1 N m³ : 0 °C 1 気圧における気体の体積を表す単位

※2 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所

※3 レイアウト事業所：石油と高圧ガスを共に扱う事業所をいい、それらを製造する施設、貯蔵する施設など各種施設地区の配置や面積（レイアウト）の規制を受ける事業所

(2) 観光客

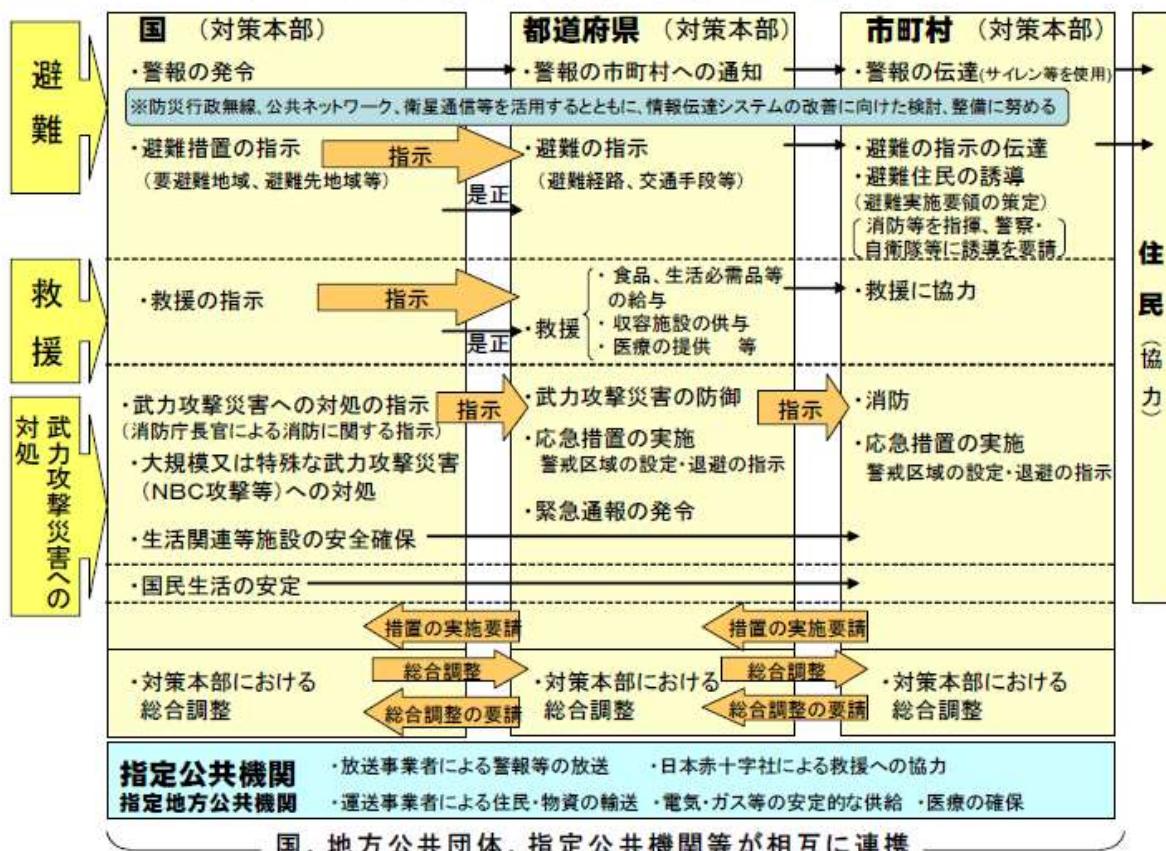
本市には、鹿野山や観光農園、清和県民の森、亀山ダム、片倉ダム、久留里城など自然を生かした観光地があり、令和4年1月から12月までの1年間で延べ220万人を超える人が訪れている。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱について、以下のとおりとする。

市及び国、県等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務並びに関係機関の連絡先電話番号等は別途資料編にて整理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産) の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律 に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局（木更津 労働基準監督署）	1 被災者の雇用対策
関東農政局 千葉県拠点	1 応急用食料の調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農産物の安全 確認 4 家畜保護による配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産業関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局（千 葉森林管理事務所）	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局首都国道事務所千葉国道事務所千葉港湾事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局成田航空事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台（銚子気象台）	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部（木更津海上保安署）	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 組織及び体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市における組織・体制の整備等

(1) 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。なお、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、関係機関とで共有するものとする。

【市の各部局における主な平素の業務】

部 名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護協議会の運営に関すること・市国民保護計画の見直しに関すること・市国民保護対策本部に関すること・避難実施要領（パターンを含む。）の策定に関すること・職員の動員に関すること・非常通信体制の整備に関すること・国民保護に係る研修及び訓練に関すること・特殊標章の交付体制に関すること・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること・各部間の調整に関すること・備蓄物資に関すること・物資運送体制の整備に関すること・秘書に関すること・避難施設の指定に関すること・報道機関との連絡調整に関すること・その他各部局に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
企画政策部	<ul style="list-style-type: none">・外国人の避難・情報伝達に関すること・水道関係機関との連絡調整に関すること
財政部・会計課	<ul style="list-style-type: none">・武力攻撃災害時に係る出納に関すること

部 名	平素の業務
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報及び被災情報の収集に関すること ・埋火葬の許可に関すること ・市政協力員への協力要請に関すること ・避難誘導に関すること ・自治会との連絡調整に関すること
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ・死体の収容及び処理に関すること ・義援金の受領及び配分に関すること
健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給に関すること ・応急保育に関すること ・病院施設に関すること ・病院に係る傷病者等の受け入れ体制に関すること ・病院に係る医療等の供給体制に関すること
経済環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時に係る衣料品、生活必需品、主要食料の確保、供給に関すること ・被災地の衛生環境等の維持に関すること ・廃棄物処理に関すること ・被災地の清掃に関すること ・し尿の処理に関すること ・救援物資に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁に関すること ・公園施設に関すること ・被災者用住宅の確保に関すること ・復興計画の策定に関すること ・仮設住宅の建設促進に関すること ・遺体安置所の開設に関すること ・がれきの処理に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設に関すること ・児童・生徒等の安全、避難等に関すること ・文化財の保護に関すること ・学用品の確保、調達に関すること
消防本部・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の情報収集に関すること ・被災者の救助、救護に関すること ・避難誘導に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・危険物質の保安対策に関すること

部名	平素の業務
各部の共通業務	<ul style="list-style-type: none"> ・部内・関係機関との連絡調整に関すること ・所管施設の復旧及び所管業務の遂行に関すること ・所管業務に関連した国民保護の準備に関すること ・部に係る武力攻撃災害対応体制の整備に関すること

(2) 市職員の参集基準等

ア 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

イ 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間即応可能な体制を確保するものとする。

ウ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

区分	体制	体制の判断基準	配備内容
事態認定前	国民保護等連絡室体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	情報整理班は、情報収集活動を実施し、その他の職員は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制
	国民保護等緊急対策本部体制	国民保護対策本部に準じた全職員による対応を行う必要があるとき	原則として、全職員を動員し、必要な対策を実施する体制
事態認定後 市対策本部未設置	国民保護等連絡室体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	情報整理班は、情報収集活動を実施し、その他の職員は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制
	国民保護等緊急対策本部体制	国民保護対策本部に準じた全職員による対応を行う必要があるとき	原則として、全職員を動員し、国民保護措置を実施する体制

区分	体制	体制の判断基準	配備内容
市対策本部設置	国民保護対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	

エ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、防災体制に準じ、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常時携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

オ 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとし、市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）の代替職員については、各部局内であらかじめ順位を定めておくものとする。

名 称	第1順位	第2順位
市対策本部長 (市 長)	副市長	総務部長

カ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について措置しておく。

(ア) 交代要員の確保その他職員の配置

(イ) 食料、燃料等の備蓄

(ウ) 自家発電設備の確保

(エ) 仮眠設備等の確保

(オ) その他必要な設備等

(3) 消防本部及び消防署の体制

消防本部及び消防署（以下「消防本部等」という。）は、市における参集基準等と同様に、消防本部等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部等における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(4) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県、消防本部等と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部等における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

(5) 国民の権利利益の救済に係る手続等

ア 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当部局が処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 3 項)
	車両等の破損措置に関すること。 (法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段)
実費弁償 (法第 159 条第 2 項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第 85 条第 1・2 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
争訟	不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条) 訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)

※法：国民保護法

イ 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

(1) 基本的考え方

ア 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

イ 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

ウ 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築し、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(2) 県との連携

ア 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

イ 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

ウ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

エ 君津警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、君津警察署と必要な連携を図る。

(3) 近隣市町村等との連携

市は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制の整備を図る。

ア 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害に係る避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

イ 消防機関の連携体制の整備

市は、消防本部等及び消防団（以下「消防機関」という。）の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携

市は、市の区域を管轄する指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）との緊密な連携を図るものとする。

なお、連絡先は、資料編に記載のとおりである。

ア 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

イ 医療機関等との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

ウ 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 自主防災組織等に対する支援

ア 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会の核となるリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、防災に関する訓練等との連携を図りつつ国民保護措置についての訓練の実施を促進するよう努めるとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

イ　自主防災組織以外のボランティア団体等に対する活動環境の整備

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、以下のとおり非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、地震、風水害等の自然災害及び大規模事故災害時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の整備に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達手段の多重化や、停電等に備えて非常用電源の確保など、自然災害時における体制（防災行政無線システム等）を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

4 情報収集・提供の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

ア　情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

イ　体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多重化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常ににおける運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

ウ 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

ア 警報の通知先となる関係機関

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等と

の協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対する伝達に配慮する。

その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

また、市は、警報の内容を通知すべき関係機関についてその連絡先、連絡方法等をあらかじめ定めておくものとする。

イ 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、防災行政無線について、デジタル技術の活用や可聴範囲の拡大に努める。

ウ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

エ 君津警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、君津警察署との協力体制を構築する。

また、必要に応じて木更津海上保安署等との協力体制を構築する。

オ 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

カ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅等その他の多数の者が利用する施設について、担当部署・者、電話番号等を把握・整理する。

キ 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

（3）安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて、県に報告する。

なお、安否情報は個人の情報であることにかんがみ個人情報保護法及び市個人情報保護法施行条例の規定に基づき個人情報の取扱に留意する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要事項
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要事項
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

【様式 安否情報報告書】資料編参照

イ 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、これに当たる職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

ウ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報を円滑に収集するため、保有する資料等に基づき、安否情報の収集について協力を要請する可能性のある医療機関、学校等の所在及び連絡先等をあらかじめ把握する。

（4）被災情報の収集・報告に必要な準備

ア 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

イ 被災情報収集のための準備

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【様式 被災情報の報告様式】

資料編参照

5 研修及び訓練

市は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、市における研修及び訓練のあり方について、以下のとおり定める。

(1) 研修

ア 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県職員能力開発センター、県消防学校等の研修機関の研修課程の有効活用、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等の活用など多様な方法により、職員の研修機会を確保する。

また、県、消防本部等と連携し、消防団員及び自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <https://www.fdma.go.jp/>

イ 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓練

ア 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、国、県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等との連携による、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や

想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

イ 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (ア) 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- (イ) 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- (ウ) 避難誘導訓練及び救援訓練

ウ 訓練に当たっての留意事項

- (ア) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (イ) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (ウ) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (エ) 市は、自治会・自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (オ) 市は、県と連携し、学校、病院、駅、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、消防計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (カ) 市は、君津警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める。
(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】(資料編参照)

- 市の地図
- 区域内の人口分布（世帯数、昼夜別の人口のデータを含む）
- 区域内の道路網のリスト
- 運送力のリスト
- 避難施設のリスト（避難住民の収容能力を含む）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、

また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉部を中心に「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 救援に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(2) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の基礎的情報の把握

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

5 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節（特に冬期間）の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

第3 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について安全の確保に特に配慮するため、必要な事項を定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

2 石油コンビナート等特別防災区域における備え

本市には、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで、全国有数の石油コンビナート特別防災区域が所在している。

これらの施設の重要性にかんがみ、市は、平素からの防災体制の活用も図り、事業者、県、君津警察署、消防機関その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、君津警察署及び木更津海上保安署等との連携を図る。

第4 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで防災のための備蓄が整備されていない避難施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備等

(1) 施設及び設備の整備等

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

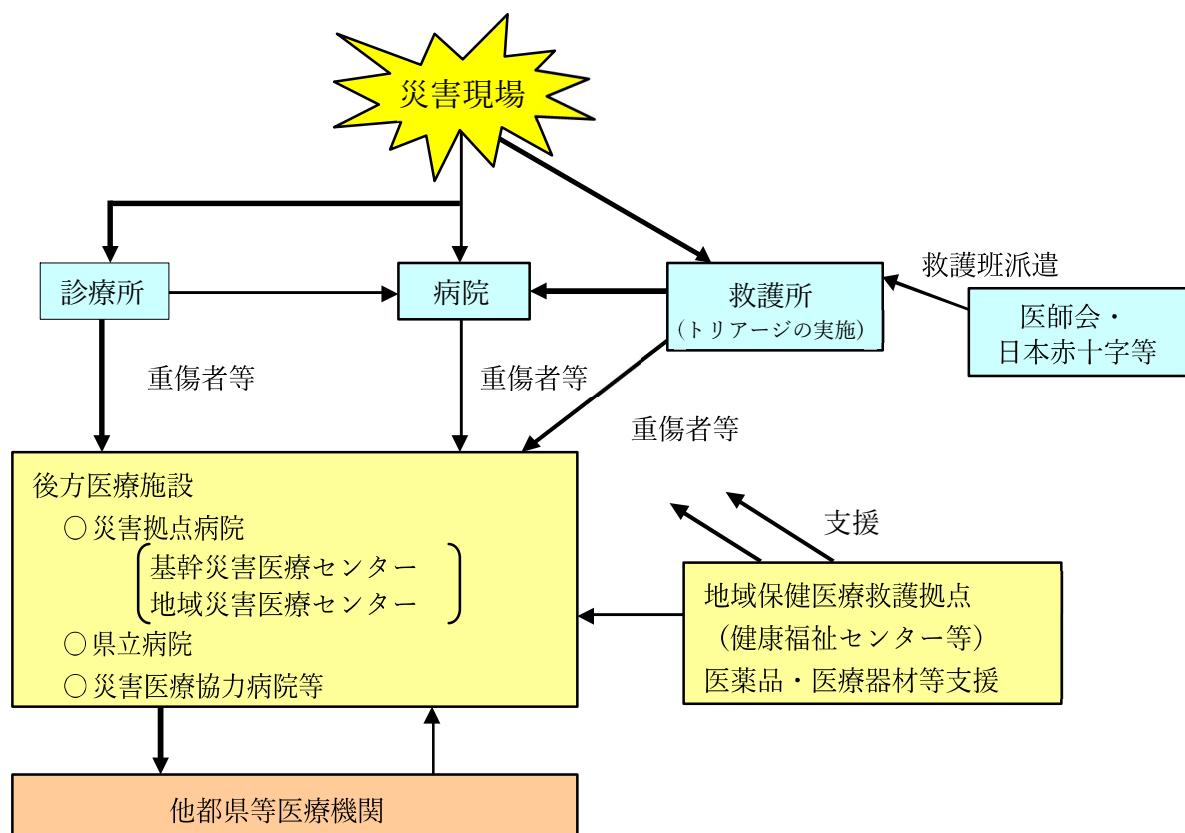
市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5 医療救護体制の整備

市は、県が市町村と連携のもと、予め定めることとしている救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画に協力し、医療救護体制の整備に努める。

また、N B C攻撃による負傷者が出了場合など、消防機関等は、特殊な装備等が必要となることがあることから、県と連携しながら防護服等資機材の整備を進めるものとする。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



第6 要配慮者の支援体制の整備

要配慮者は武力攻撃事態等の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 要配慮者に関する配慮

市は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- (1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 病状あるいは障がいの状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布
- (7) 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとされている。

また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

4 外国人に対しての配慮

市は、県と連携し、語学ボランティアの協力を得て外国語版のパンフレット、ビデオ等を作成することにより、外国人に対し武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

第7 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、以下のとおり定める。

1 理解の促進

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に広報活動を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施し、理解の促進を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により理解の促進を図るものとする。

2 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民の国民保護に関する理解の促進を図るものとする。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国等が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 事態認定前における初動体制の整備及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、初動体制を迅速に確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 初動体制の整備

消防機関等からの連絡その他の情報により、市の各部等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総務部長に報告する。

総務部長は、直ちにその旨を市長及び副市長に報告するとともに、他の関係部局へ連絡し、必要に応じて県へ連絡する。

また、関係部局は、第一報に続き、被害の概要、経過、措置等に関する続報についても市長、副市長及び総務部長へ迅速に報告するものとする。

2 市国民保護等連絡室の設置

(1) 市国民保護等連絡室の設置

総務部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を行うため国民保護等連絡室を速やかに設置するとともに県に報告する。

国民保護等連絡室は、総務部長など事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連が低い場合などでも必要に応じて設置する。

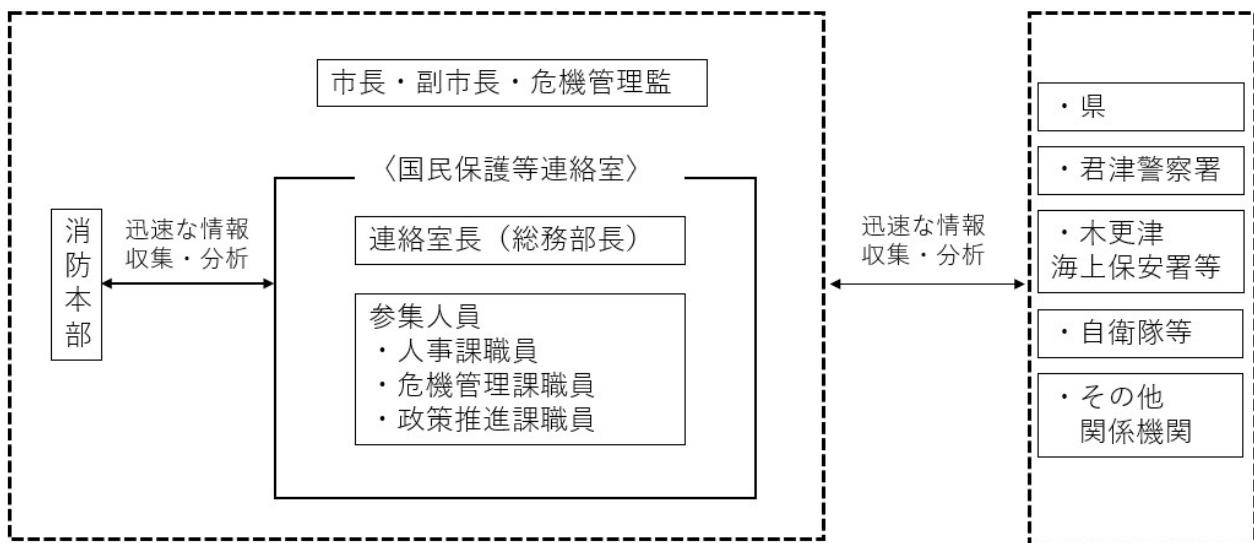
(2) 関係機関等への情報提供

市国民保護等連絡室は、消防本部、県、君津警察署、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(3) 市国民保護等連絡室の廃止

総務部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止するとともに、県に報告する。

【市国民保護等連絡室の組織構成図】



3 市国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 市国民保護等緊急対策本部の設置

市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、市国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織及び各部の主な業務

緊急対策本部の組織は、市対策本部の組織を準用する。

また、緊急対策本部各部の主な業務は、市対策本部の業務を準用する。

(3) 現地緊急対策本部の設置

市長は、被害状況や住民の避難状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部副本部長、本部長付、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 県への連絡

市は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに県に連絡する。

(5) 関係機関等への情報提供

緊急対策本部は、消防本部、県、君津警察署、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(6) 事態認定前における初動措置

市は、緊急対策本部において各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必

要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うものとする。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設置等が円滑になされるよう、緊密な連携を図るものとする。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行うものとする。

(7) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他市町村に対し支援を要請する。

4 市国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 市国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、本市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、市は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部は廃止するものとする。

なお、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2 市国民保護対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合の手順

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に初動体制を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局は、市対策本部関係職員等に対し、職員参集メール等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市役所庁舎6階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部代替施設における本部機能の確保

市は、市役所が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、君津市消防庁舎又は市長が指定する場所に市対策本部を開設する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

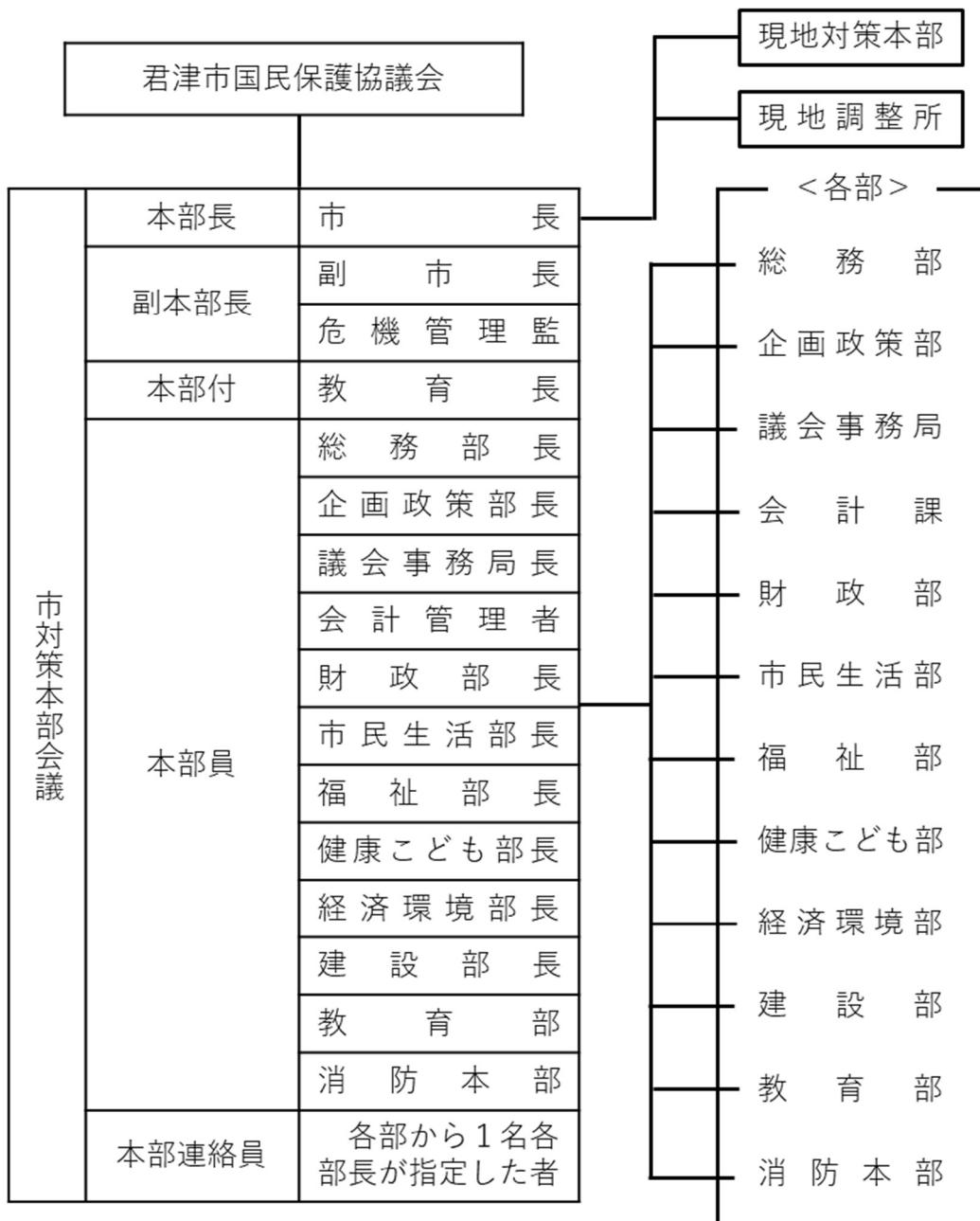
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



【各部・班における武力攻撃事態等における業務】

部名	班名	担当課名	分担業務
本部事務局 (総務部、企画 政策部、監査委 員事務局、選挙 管理委員会事務 局)	秘書 広報班	秘書課 政策推進課 ボールパーク推進課	(1) 報道機関との連絡調整に関すること (2) 被害情報の広報に関すること (3) 本部長、副本部長の秘書に関すること
	計画 分析班	総務課 危機管理課	(1) 市対策本部の設置及び本部会議の運営に関する こと (2) 現地対策本部、現地調整連絡所に関するこ と (3) 本部長からの指示事項・命令の伝達に関する こと (4) 避難情報の発令に関するこ と (5) 自衛隊の派遣要請等応援要請に関するこ と (6) 自主防災組織への協力要請に関するこ と (7) 各部との連絡調整に関するこ と (8) 災害救助法等事務の総括に関するこ と
	情報 整理班	危機管理課 総務課	(1) 災害に関する被害情報等の収集及び集約に関する こと (2) ライフライン関連情報等の収集及び集約に関する こと (3) 防災行政無線の運用統制に関するこ と (4) 県等への報告に関するこ と
	資源 管理班	管財課 危機管理課	(1) 備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及 び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に に関するこ と (2) 災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活 物資等の輸送に関するこ と (3) 庁舎の警備に関するこ と
	通信 窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(1) 本部事務局への電話・窓口対応に関するこ と (2) 本部事務局への情報の整理、報告に関するこ と (3) 本部事務局の庶務に関するこ と
	人事班	人事課	(1) 職員の動員及び配置並びに災害対策従事職員 (応援自治体等の職員含む) 名簿の作成に関する こと (2) 職員の給与及び災害対策従事者職員用の食料等 のとりまとめに関するこ と (3) 職員の公務災害補償等に関するこ と (4) 応援の受入れに関するこ と (5) 労働力の確保に関するこ と
企画政策部（企 画政策部、農業 委員会事務局）	企画班	企画調整課 公共施設マネジメント課	(1) 災害視察者及び見舞金に関するこ と (2) 被災時の記録写真撮影に関するこ と (3) 外国人の避難・情報伝達に関するこ と

部 名	班 名	担当課名	分担任務
	水道班	企画調整課 公共施設マネジメント課 農業委員会事務局	(1) 水道関係機関との連絡調整に関すること (2) 水道に係る市町村間の相互応援に関すること
議会行政部 (議会事務局)	議会班	議会事務局	(1) 議会との連絡調整に関すること (2) 議会との情報収集、報告に関すること
出納部 (会計課)	会計班	会計課	(1) 災害関係経費の出納に関すること (2) 義援金の受付・保管、礼状の発送に関すること
財政部 (財政部、建設部)	財政班	財政課	(1) 災害時の応急財政措置に関すること (2) 国、県との補助金に関すること
	調査班	納税課 課税課 建築課	(1) り災者に対する市税の減免措置に関すること (2) 被害家屋認定調査及びり災証明に関すること
市民生活部 (市民生活部)	市民協力班	市民生活課 地域づくり課 市民課	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 避難者入所記録簿及び被災者台帳のとりまとめ、その保管及び本部事務局への送致に関するこ と (3) 被災者台帳の作成に関すること (4) 市政協力員への協力要請に関するこ と (5) 被災の市民相談（行方不明者相談含む）に関するこ と (6) 避難者の誘導に関するこ と (7) 市内パトロールに関するこ と (8) 交通安全対策に関するこ と (9) 埋火葬の許可に関するこ と (10) 帰宅困難者対策に関するこ と (11) 防犯に関するこ と
	地区拠点班	小糸地域市民センター 清和地域市民センター 小櫃地域市民センター 上総地域市民センター	(1) 地区内の庶務に関するこ と (2) 本部、関係団体との連絡調整に関するこ と (3) 地区内の情報収集、報告に関するこ と (4) 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備に関するこ と (5) 関係団体と連携した災害対策の運用・統制に関するこ と (6) 市政協力員への協力要請に関するこ と
福祉部 (福祉部、健康 こども部、市民 生活部)	福祉救護班	厚生課 障がい福祉課 高齢者支援課 介護保険課	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関するこ と (2) 福祉避難所（民間）の開設及び維持管理に関するこ と

部 名	班 名	担当課名	分担任務
		こども政策課 こども家庭センター（こども家庭相談室） 保育課 保育園 認定こども園 国保年金課	(3) 義援金の配分・支給に関すること (4) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (5) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (6) 遺体の収容及び処理に関すること (7) 被災時の応急保育に関すること (8) 要配慮者及び避難行動要支援者に関すること (9) ボランティアに関すること
健康こども部 (健康こども部)	医務防疫衛生班	健康スポーツ課 こども家庭センター（すこやか親子推進室）	(1) り災者の医療、救護及び助産に関すること (2) 災害地の防疫に関すること (3) 衛生関係被害状況の調査、本部事務局等への報告に関すること (4) 福祉避難所（公共）の開設及び維持管理に関すること
経済環境部 (経済環境部)	経済班	経済振興課 農政課	(1) 商工業者の被害調査及び融資に関すること (2) 観光施設の被害調査に関すること (3) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること (4) 食料及び生活必需品の調達に関すること (5) 義援品及び救援物資の受入・管理に関すること (6) 農作物、畜産等の被害調査及び被災者の救援に関すること (7) 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること (8) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	清掃班	環境衛生課 環境保全課	(1) 災害地のごみ収集に関すること (2) 災害地のし尿収集処理に関すること (3) 応急仮設便所の設置及び維持管理に関すること (4) 環境汚染の防止に関すること (5) ペット等動物対策に関すること
建設部 (建設部)	土木庶務班	建設計画課	(1) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (2) 被災宅地の危険度判定に関すること
	土木班	管理課 土木課 農林土木課	(1) 道路（緊急輸送路の確保含む）、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) 災害時の道路管理に関すること (3) 緊急輸送路の確保に関すること (4) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (5) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (6) 宅地の危険度判定に関すること (7) 水防に関すること

部 名	班 名	担当課名	分担任務
			(8) 土木資材及び水防資材の確保調達に関する事 (9) 障害物の除去に関する事 (10) 農林土木に関する災害対策及び復旧に関する事
	建築班	公共施設マネジメント課 建築課	(1) 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 (2) 被災住宅の応急修理、住居障害物の除去、応急仮設住宅の確保に関する事 (3) 公共建築物の被害調査及び報告に関する事
	都 市 整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関する事
	土 木 支部班	東部土木事務所	(1) 道路、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関する事 (2) がけ崩れの応急対策及び復旧に関する事 (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関する事 (4) 水防に関する事 (5) 土木資材及び水防資材の確保調達に関する事 (6) 障害物の除去に関する事
教育部 (教育部、健康こども部)	教 育 庶務班	教育総務課	(1) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関する事 (2) 教育関係施設の被災復旧に関する事
	学 校 教育班	学校教育課 教育センター (小・中学校)	(1) 児童・生徒の避難計画に関する事 (2) 災害時の応急教育に関する事 (3) 災害時における学校の保健衛生に関する事 (4) 教員の動員に関する事 (5) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関する事
	社 会 体育班	健康スポーツ課 共同調理場	(1) 体育関係施設の災害対策に関する事 (2) 炊き出し設備の確保及び給食センターに関する事 (3) 臨時ヘリポート、物資集積所の開設協力に関する事 (4) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関する事
	社 会 教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(1) 避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関する事 (2) 社会教育施設の被災対策に関する事 (3) 文化財の被害調査及び災害復旧に関する事

部名	班名	担当課名	分担任務
消防部 (消防本部・消防署)	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	(1) 消防活動に関すること (2) 救急、救護に関すること (3) 消防団員の動員に関すること (4) 行方不明者の捜索に関すること (5) 被災危険区域の警戒巡視に関すること (6) 消防の相互応援に関すること (7) 気象情報の収集に関すること
各部・各班共通			(1) 職員の安否、収集状況、収集時の被害状況の報告に関すること (2) 所管施設の保全、利用者の安全確保、被害調査・報告等に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置し、秘書広報班長をもって充てる。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

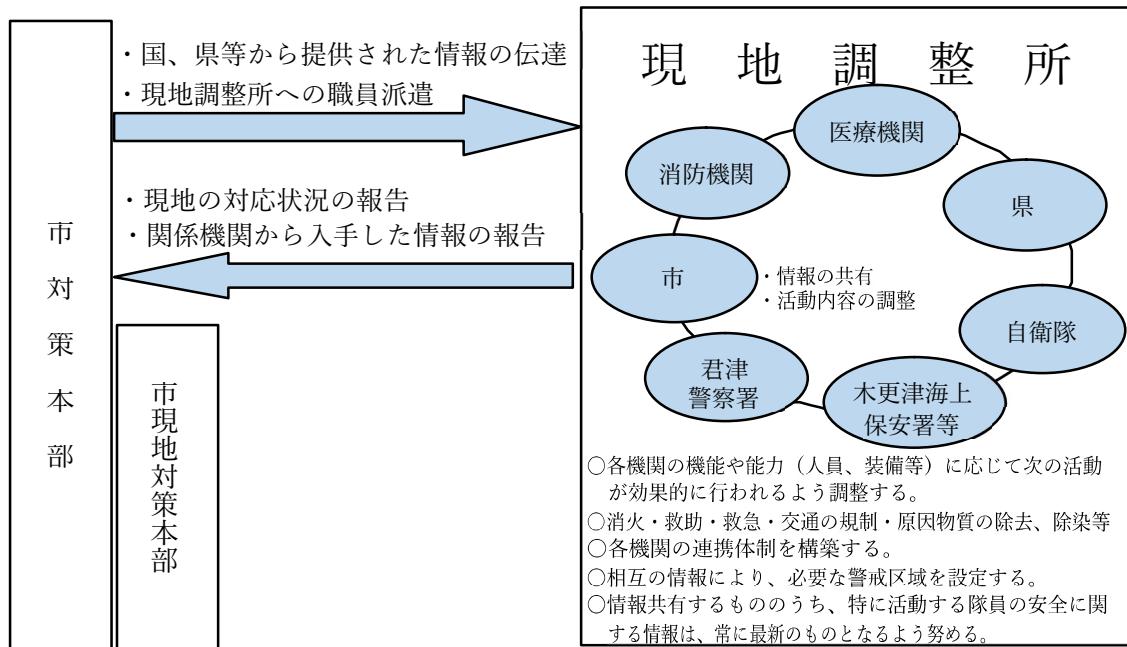
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策本部副本部長、市対策本部員その他の職員うちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、君津警察署、木更津海

上保安署等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣)し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置するものとする。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図るものとする。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使するものとする。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に活かすものとする。

④ 他の対処に当たる機関が既に現地調整所を設置している場合には、市の主体性の保持のもとに、職員を積極的に参画させるものとする。

⑤ 現地調整所の運用の手順等について、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、意見交換を行うものとする。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

カ 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市の所有する無線通信網、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、固定電話等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする千葉地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては市域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては市域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては市域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 自衛隊の部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援等
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4 警報の内容の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達及び通知

(1) 警報の内容の伝達

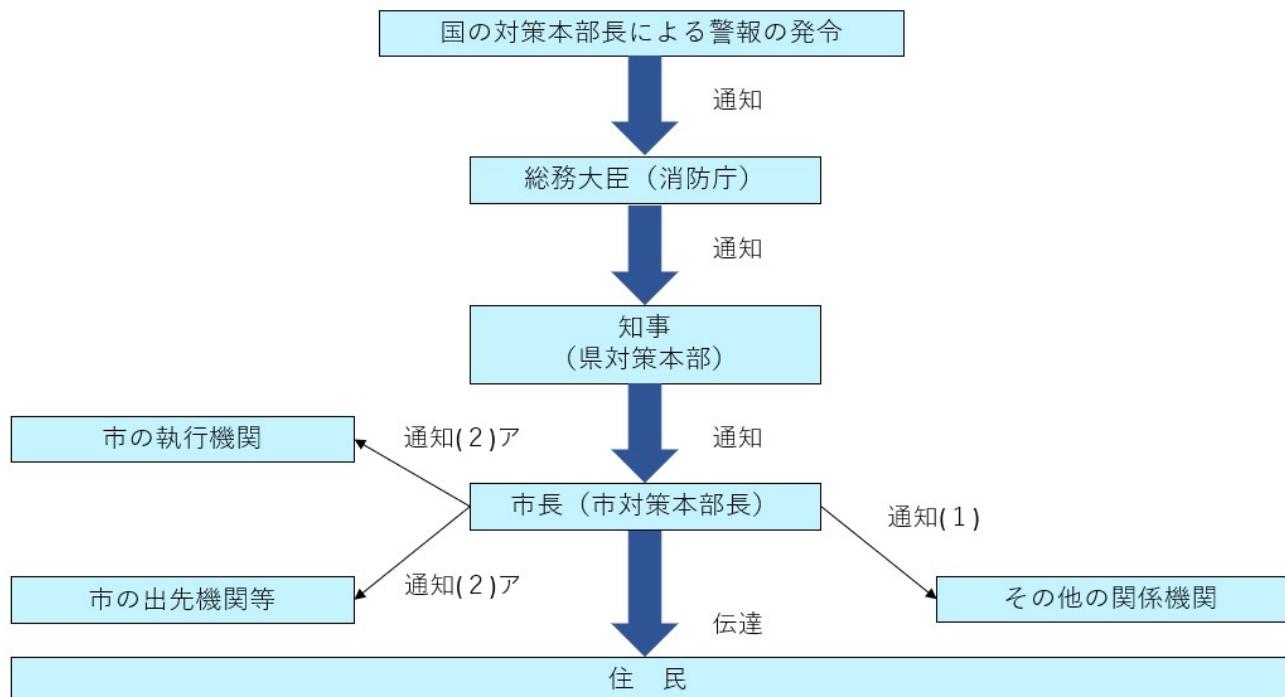
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.kimitsu.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは図のとおりであり、警報の伝達に当たっては、市のホームページに警報内容の掲載、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

なお、その手段は以下のとおりとする。

- ア サイレン
- イ 防災行政無線
- ウ 自治会、自主防災組織、消防団を通じての伝達
- エ 広報車
- オ ホームページ
- カ ファクシミリ
- キ 登録制メール
- ク その他活用可能な伝達手段

(2) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-

ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知を図る。

(3) 消防機関等との連携による体制整備等

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部等は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、市は、君津警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、君津警察署と緊密な連携を図る。

(4) 避難行動要支援者に対する情報の伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の発令

緊急通報の住民や関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達の基準と同様とする。

4 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

市が住民の生命、身体及び財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難指示の通知・伝達等

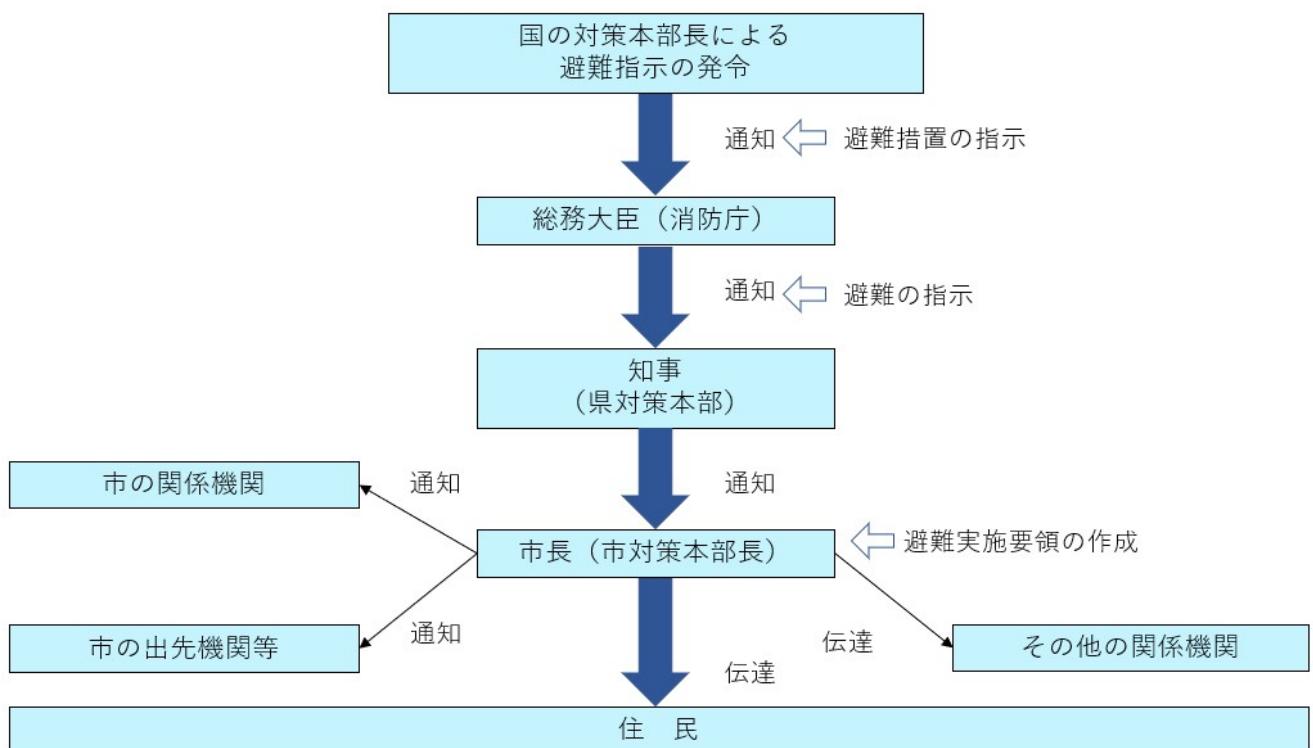
ア 情報収集及び提供

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ 避難指示の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容、住民に対して迅速に伝達する。

【避難措置の指示の通知・伝達】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う

(2) 避難実施要領

ア 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、

当該案について、各執行機関、消防機関、県、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

イ 避難実施要領に定める事項

(ア) 避難の経路・手段、その他避難の方法に関する事項

(イ) 避難住民の誘導の実施方法、誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(ウ) 避難の実施に関し必要な事項

ウ 避難実施要領への記載事項

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(イ) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(エ) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(オ) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(カ) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(キ) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(ク) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載する。

(ケ) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(コ) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(サ) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

避難経路が利用できないことや、病人・怪我人等により避難が行えないことなどの問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

エ 避難実施要領策定に係る留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った措置を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

オ 避難実施要領策定の際の考慮事項

避難実施要領策定の際は、以下の点を考慮する。

(ア) 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

(イ) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

(ウ) 避難住民の概数把握

(エ) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

(オ) 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

(カ) 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）

(キ) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

(ク) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

(ケ) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

(コ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

カ 避難行動要支援者に対する留意点

市は、避難行動要支援者に対し優先的に避難誘導に当たる。

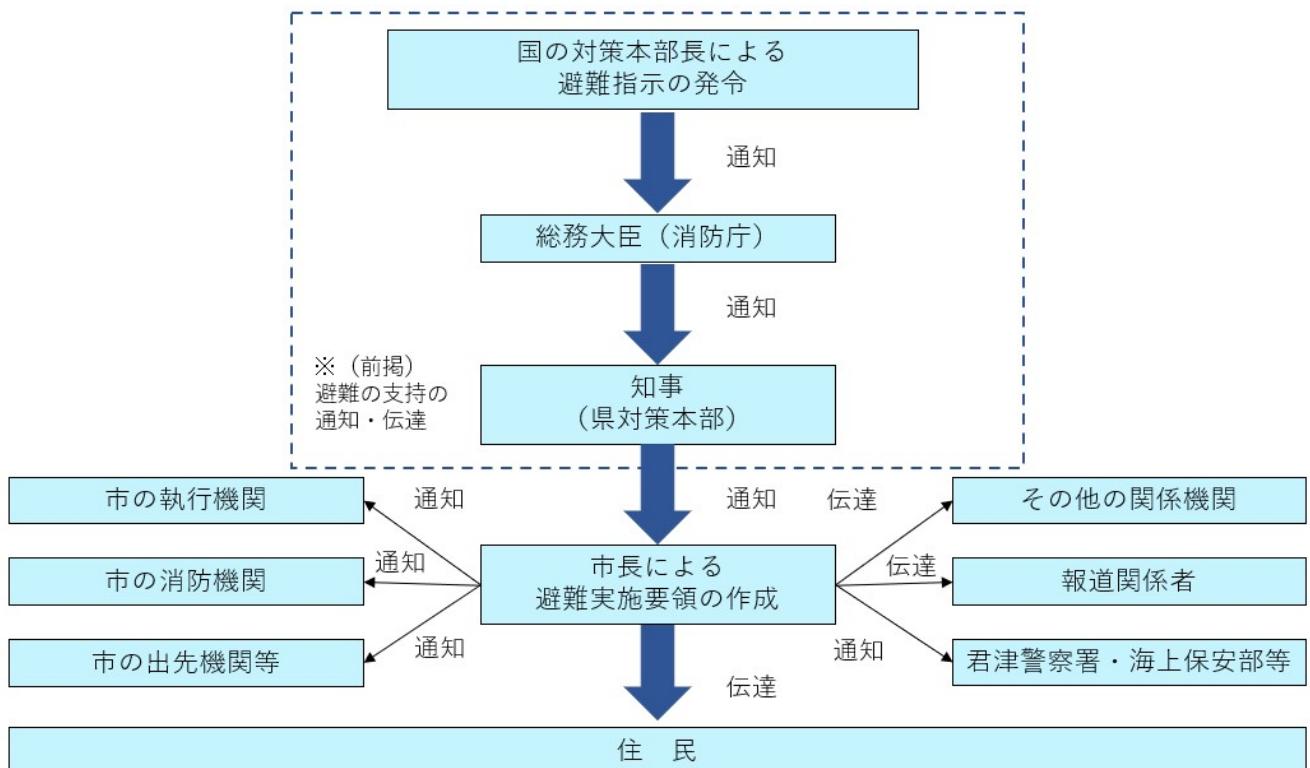
また、自主防災組織や自治会ほか地域住民へも、福祉関係者と連携のもと、避難行動要支援者の避難誘導の円滑な実施への協力を要請する。

キ 避難所等における安全確保等

君津警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所等でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図るものとされている。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行うものとされている。

君津警察署においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努めるものとされている。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



(3) 避難住民の誘導の実施方法

ア 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

イ 消防機関の活動

消防機関は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防機関と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

ウ 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、君津警察署長、木更津海上保安署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に君津警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

エ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

オ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

カ 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

キ 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

ク 避難所等における安全確保等

市は、君津警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、君津警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

ケ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等について地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(ア) 危険動物等の逸走対策

(イ) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

コ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、君津警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

サ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

シ 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

ス 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

セ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

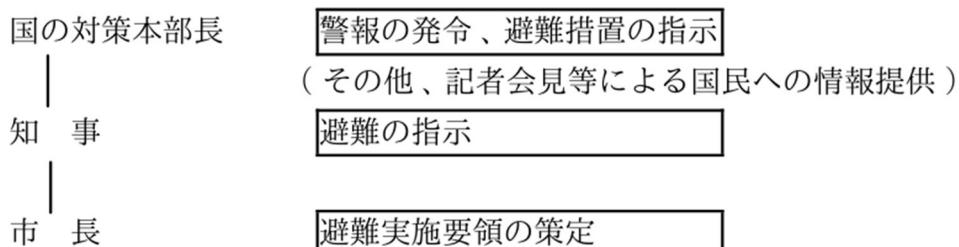
(4) 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

ア 弹道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

(ア) 措置の流れ

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。



※ 弹道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

(ア) 避難実施要領の策定に係る留意点

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、木更津海上保安署等及び君津警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ウ 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、調査・研究を進めていくものとする。

第5 救援

市は、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行うものとする。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

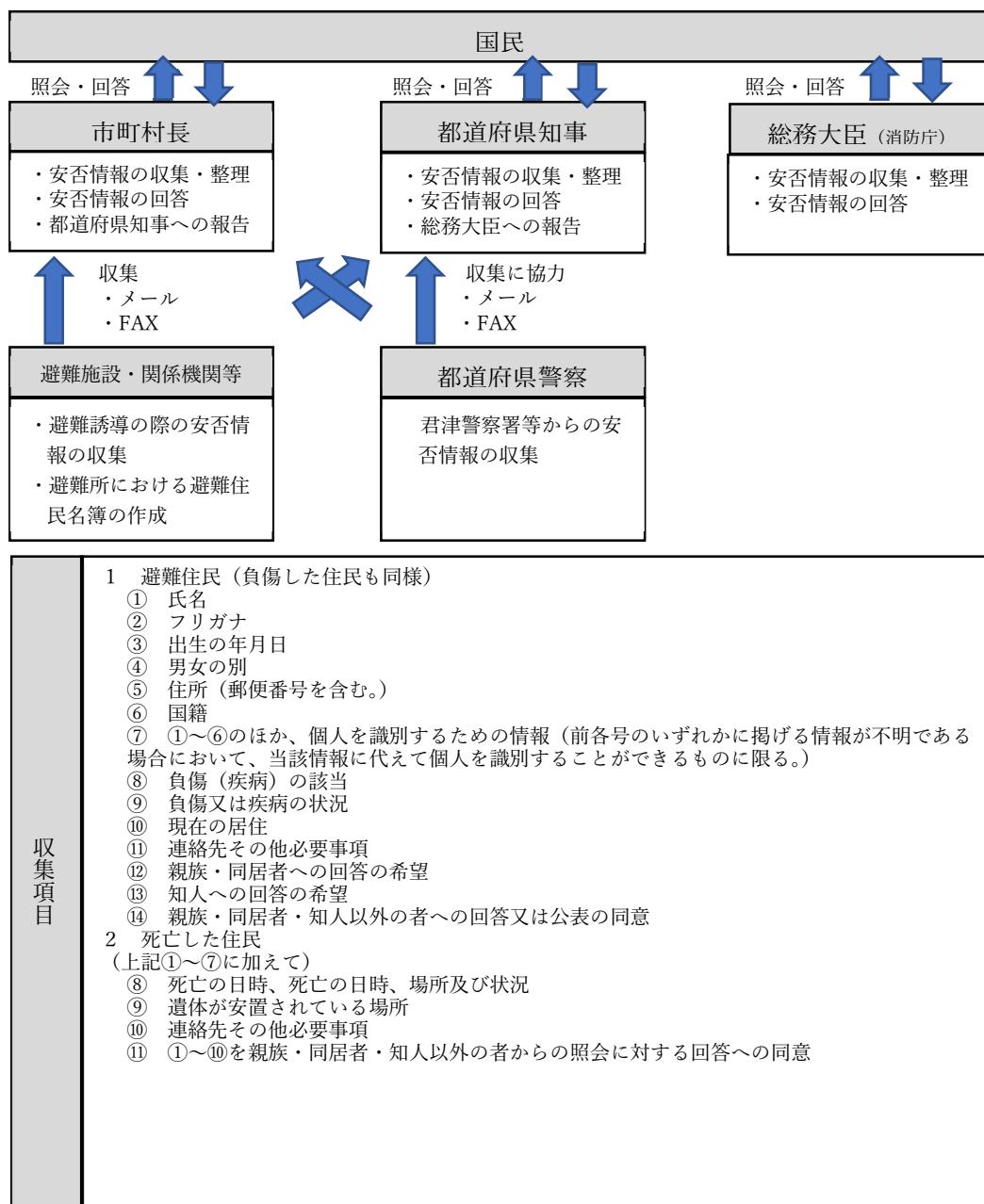
また、県と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

なお、安否情報省令第2条に規定する「様式第3号 安否情報報告書」については資料編に整理する。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 照会窓口等の設置

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 照会の受付

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

なお、安否情報省令に規定する「様式第4号 安否情報照会書」については資料編に整理する。

(2) 安否情報の回答

ア 照会に対する回答に係る留意点

市は、当該照会に係る者（以下、「被照会者」という。）の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者（以下、「照会者」という。）の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該被照会者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

なお、安否情報省令に規定する「様式第5号 安否情報回答書」については資料編に整理する。

イ 被照会者の同意がある場合の照会に対する回答

市は、被照会者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を定められた様式第5号により回答する。

ウ 回答後の処理

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報の管理

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の提供

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

なお、安否情報回答責任者は安否情報を所掌する班の班長をもって充てる。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

ア 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

イ 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

ウ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 市長への通報

消防職団員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

イ 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職団員、警察官又は海上保安官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 生活関連等施設の安全確保等

(1) 市が管理する施設の安全の確保

ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集するものとする。

イ 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。また、自ら必要があると認めるときも、同様とするものとする。

ウ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、自らが管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行うものとする。

この場合において、市長は、必要に応じ、君津警察署、木更津海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めるものとする。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるものとする。

(2) 危険物に係る武力攻撃災害の防止及び排除

市長は、国民保護法施行令第28条第1号に定める危険物について、緊急に必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずるものとする。

- a 危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- b 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- c 危険物の所在場所の変更又はその廃棄

※ 国民保護法施行令第28条第1号に定める危険物：消防法（昭和23年法律第186号）

第2条第7項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）

(ウ) 市による事前措置

市は、武力攻撃災害が発生した場合、被害を拡大させる恐れがある設備又は物件の所有者や管理者に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、設備・物件の除去、その他必要な措置を講じることを指示することができる。

なお、県においては、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同様の指示をすることができる。その際、直ちにその旨を市に通知することとされている。

また、警察署長又は木更津海上保安署長等は、市又は県から要請があったときは、同様に指示することができることとされている。

3 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置（または職員を参画させ）し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、君津警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限行使する。

【法第 108 条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対象物件等	措置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限・交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中の第 5 号及び第 6 号に掲げる権限行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、N B C 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

4 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

ア 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇丁目、△△丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「××丁目、□□丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (ア) N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- (イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

イ 退避の指示に伴う措置等

- (ア) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- (イ) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保等

- (ア) 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、君津警察署及び木更津海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- (イ) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (ウ) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

イ 警戒区域の設定に伴う措置等

- (ア) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (イ) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用して住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (ウ) 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、君津警察署、木更津海上保安署等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、

不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- (イ) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

ア 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

イ 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは取用。
- (イ) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。(工作物等を除去したときは、保管)

(4) 消防に関する措置等

ア 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、君津警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

イ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部等は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

エ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、ウによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

オ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

カ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

キ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

ク 安全の確保

(ア) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、君津警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

(イ) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

(ウ) 市が被災地でない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- (イ) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部等と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (オ) 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

5 石油コンビナート等特別防災区域に係る対処

市は、発災後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地本部の設置等の必要な体制をとり、県が行う危険物質取扱所の使用制限など武力攻撃災害への対処に関する措置と連携をとるものとする。

この場合、石油コンビナート等特別防災区域については、武力攻撃災害への対処に加えて消防活動など、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処が行われることとされている。

第8 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、君津警察署、木更津海上保安署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

ウ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

エ 市は、第1報を県及び消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等に生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により感染症等が発生することを防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請、請求その他書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期限の延長や、徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

また、他の水道事業者等に対して、市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 公共的施設の適切な管理道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

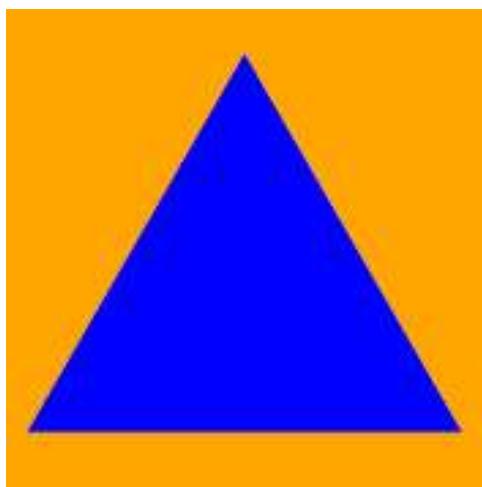
イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【特殊標章】



（オレンジ色地青の三角形）

【第一追加議定書付属書 I に規定する文民保護の要員の身分証明書のひな型】

表面

 <small>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</small> 身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 <small>for civil defence personnel</small>	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。</small> <small>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>	
<small>交付等の年月日/Date of issue _____ 記明番号/No. of card _____</small> <small>許可権者の署名/Signature of issuing authority</small>	
有効期限の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪型の色/Hair _____
その他特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		
所持者の写真 <i>(PHOTO OF HOLDER)</i>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本産業規格 A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ウ 消防団長及び消防団員
- エ 市長及び消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- オ 市長及び消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総論

第1 基本的考え方

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第3章に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態においては、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととなる。

一方、今日の安全保障に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。このため、本編では、近年高まっている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに緊急対処事態においては、発生当初、災害と区別できることや発生した事態に対して多様な対応が考えられることから記述を詳細にするものとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<p><放射性物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○水源地に対する放射性物質の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起こることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
<p><生物剤・毒素></p> <ul style="list-style-type: none"> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
<p><化学剤></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わること。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、N B Cテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 関係機関によるネットワーク等の活用

市は、県が構成する関係機関によるネットワークと連携し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努めるものとする。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずるよう努めるものとする。

3 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県や関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

- (1) 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- (2) 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- (3) 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- (4) 国・県が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

4 石油コンビナート等特別防災区域における備え

石油コンビナート等特別防災区域における緊急対処事態への備えについては、第2編第1章第3の2に掲げる武力攻撃事態等への備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。

第2章 緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

1 初動時情報連絡体制

消防機関等からの連絡その他の情報により、市の各部等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総務部長に報告する。

総務部長は、直ちにその旨を市長及び副市長に報告し、必要に応じて県へ連絡する。

2 市国民保護等連絡室の設置

(1) 市国民保護等連絡室の設置

総務部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を行うため国民保護等連絡室を速やかに設置するとともに県に報告する。

市国民保護等連絡室は、総務部長など事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、市国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連が低い場合などでも必要に応じて設置する。

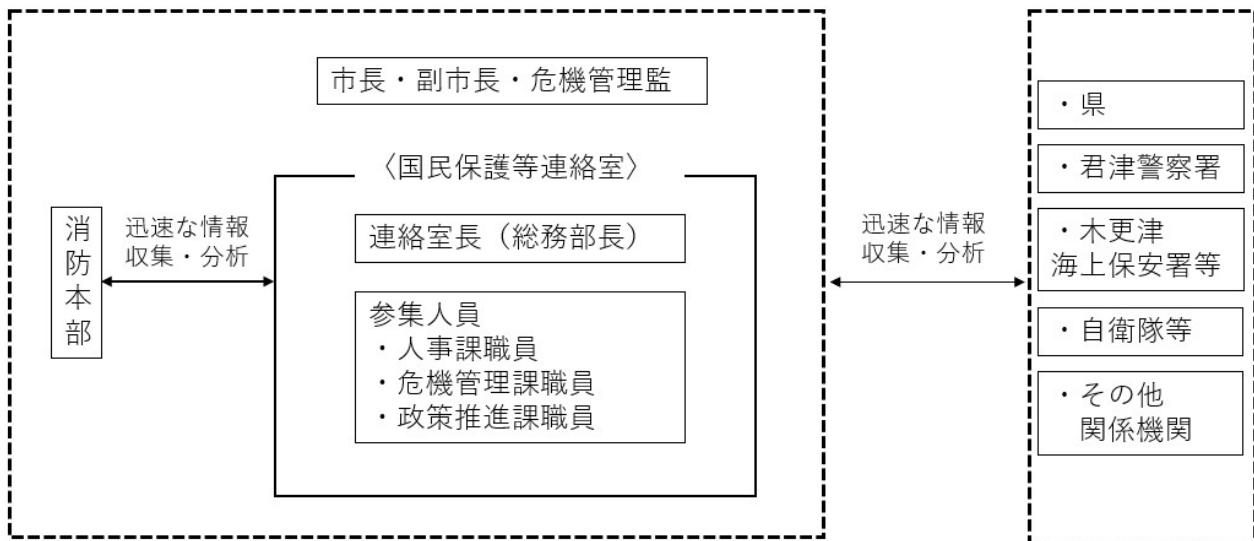
(2) 情報収集及び提供

市国民保護等連絡室は、消防本部、県、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(3) 市国民保護等連絡室の廃止

総務部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止するとともに、県に報告する。

【市国民保護等連絡室の組織構成図】



3 市国民保護等緊急対策本部の設置

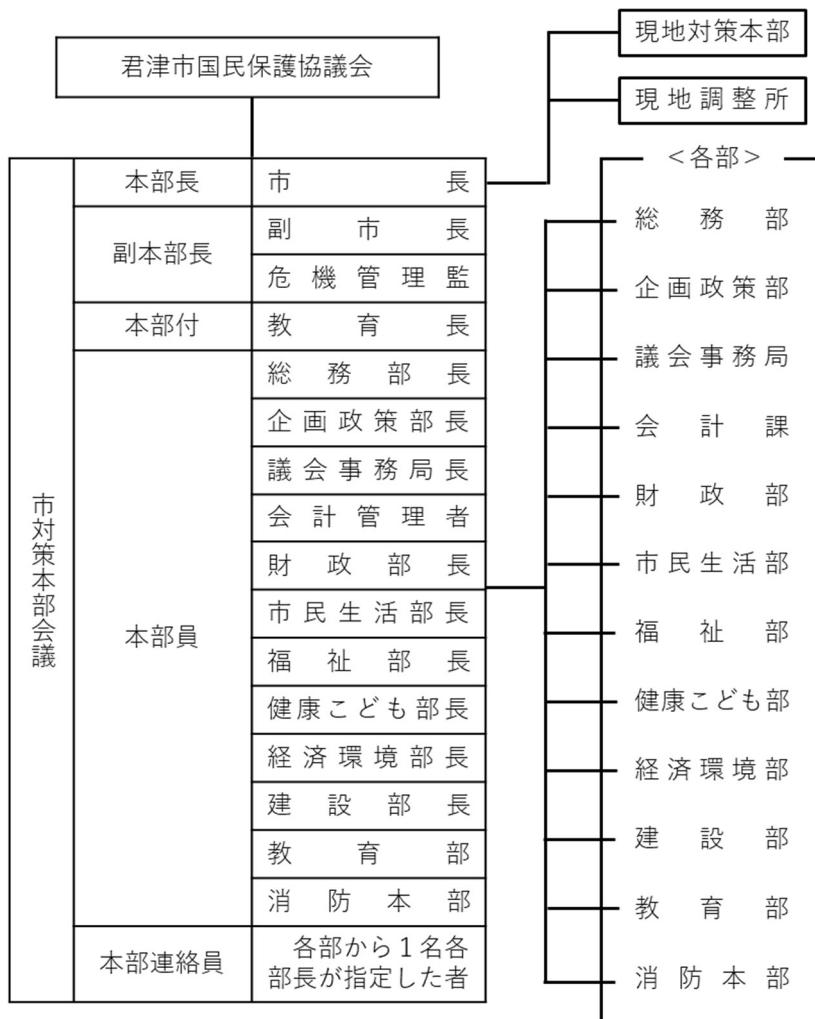
(1) 市国民保護等緊急対策本部の設置

市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、市国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織

緊急対策本部の組織は以下のとおりとする。

【緊急対策本部の組織体制】



(3) 現地緊急対策本部の設置

市長は、被害状況や住民の避難状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部副本部長、本部付、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 県への連絡

市は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに県に連絡する。

(5) 関係機関等への情報提供

緊急対策本部は、消防本部、県、君津警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(6) 事態認定前における初動措置

市は、緊急対策本部において各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助・救急等の応急処置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うものとする。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設置等が円滑になされるよう、緊密な連携を図るものとする。

また、国による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行うものとする。

(7) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他市町村に対し支援を要請する。

4 市緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

(1) 市国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

市国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、本市に対し、市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、市は、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部は廃止するものとする。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2 市緊急対処事態対策本部の設置等

市が、緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急対処事態対策本部の設置手順

(1) 市長による市緊急対処事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置する。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

ア 市緊急対処事態対策本部員及び同本部職員の参集

イ 市緊急対処事態対策本部の開設

ウ 交代要員等の確保

エ 代替施設における本部機能の確保

2 その他市緊急対処事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

(1) 市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等

(2) 市緊急対処事態対策本部の組織構成及び機能

(3) 市緊急対処事態対策本部における広報等

(4) 市緊急対処事態現地対策本部の設置

(5) 市緊急対処事態対策本部長の権限

(6) 市緊急対処事態対策本部の廃止

(7) 通信の確保

第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要な初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

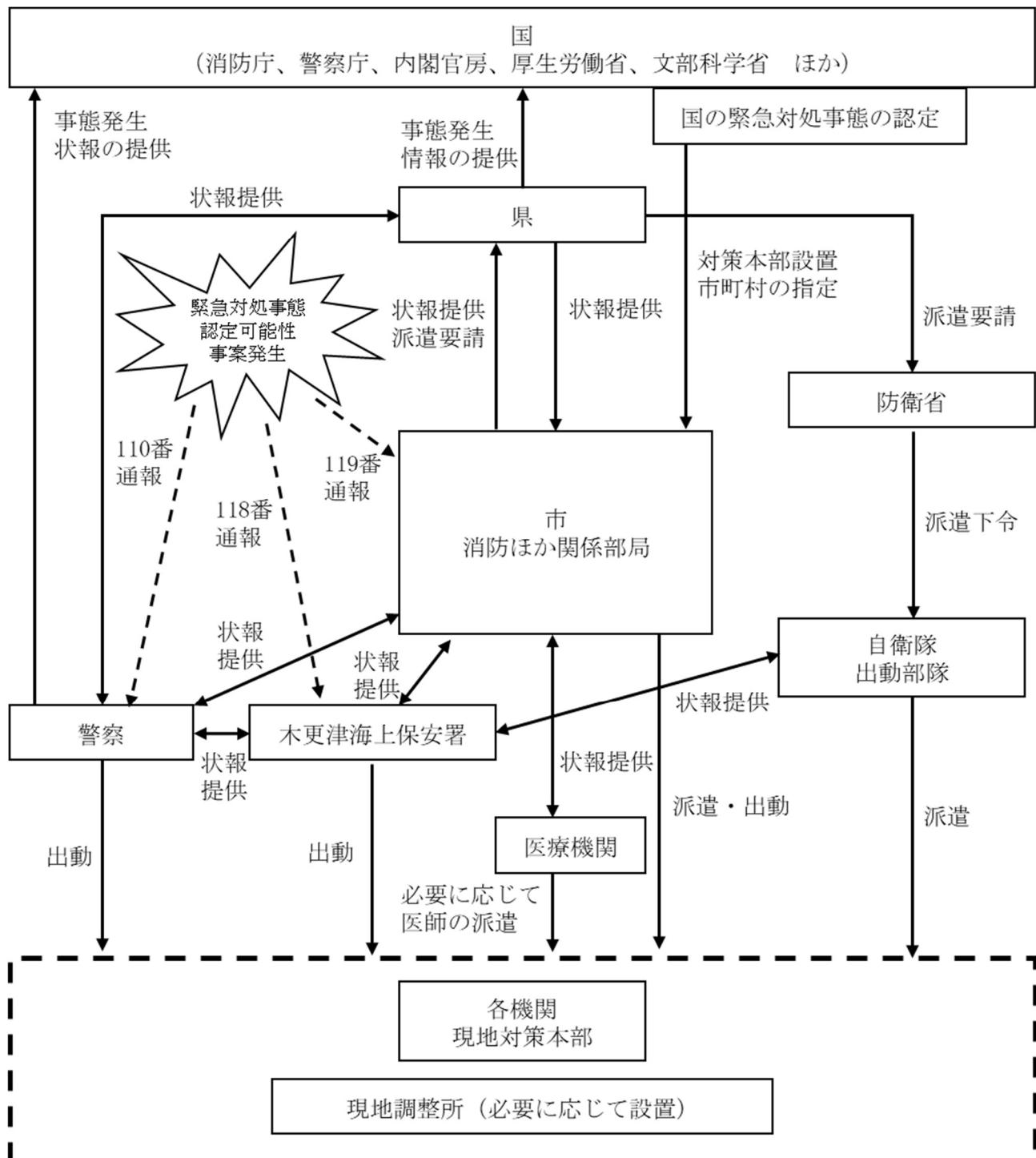
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要なのは、消防機関、君津警察署等の現地対処関係機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

- (1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急対処事態認定可能性事案」という）発生時の主な関係機関の役割

関係機関	役 割
市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一時除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	搜索及び救出、除染など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル



※「緊急対処事態」の形態は、いわゆるN B Cテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。※各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と県庁に設置される緊急対処事態対策本部にて行う。

2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

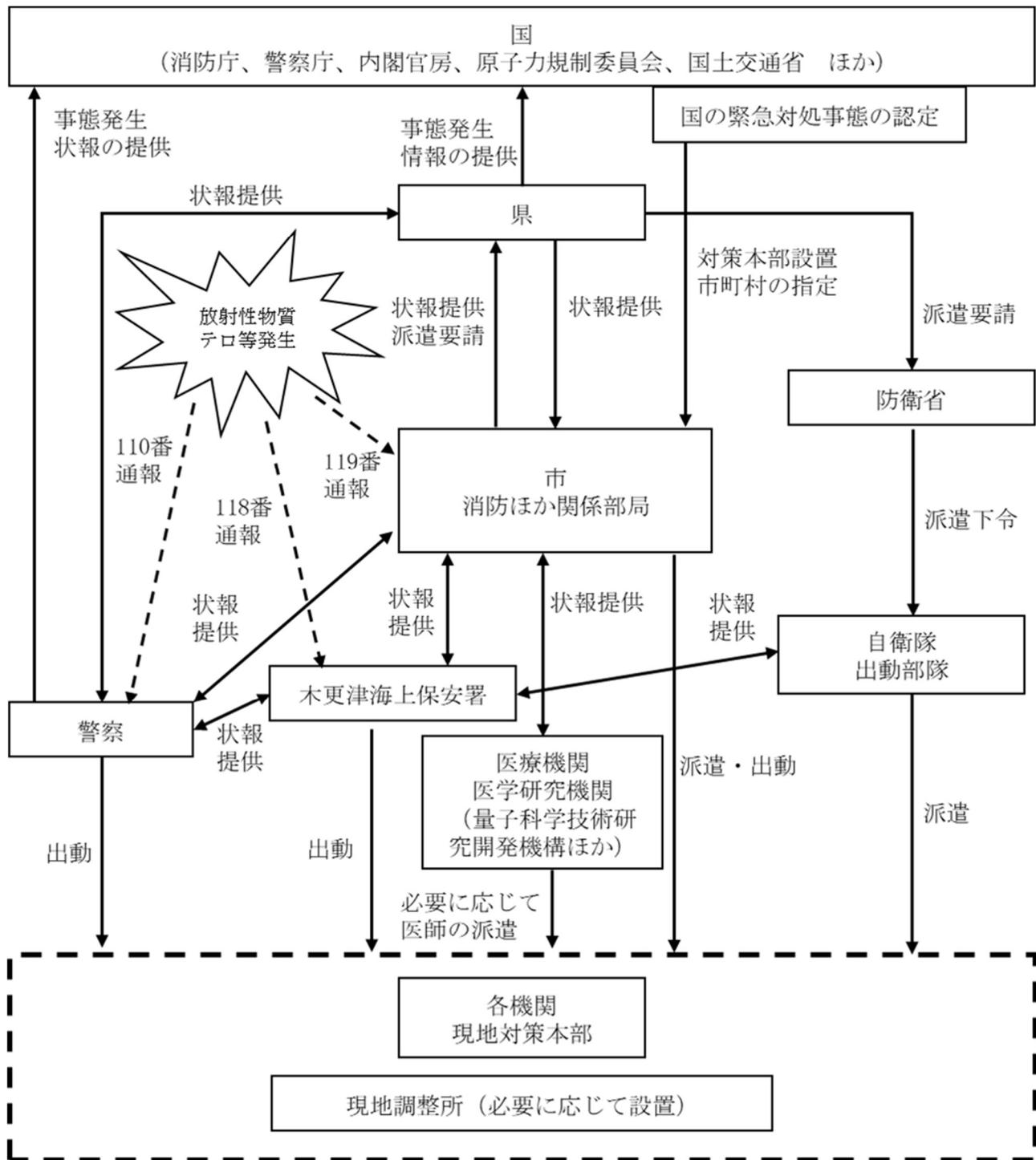
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性物質テロ等」という。）

ア 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

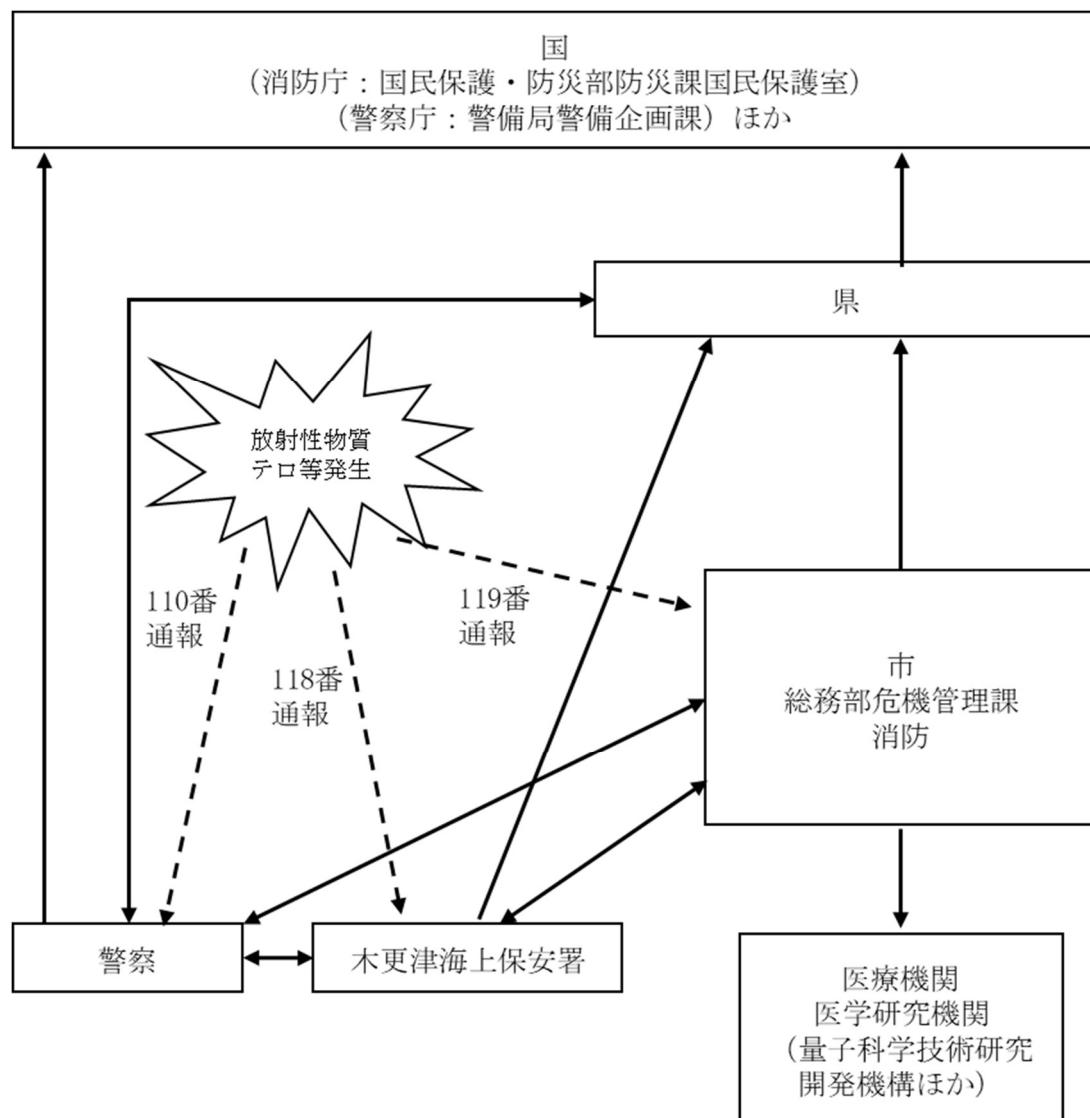
関係機関	役 割
市	情報収集、情報提供、避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

イ 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというようなことが挙げられる。

ウ 放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

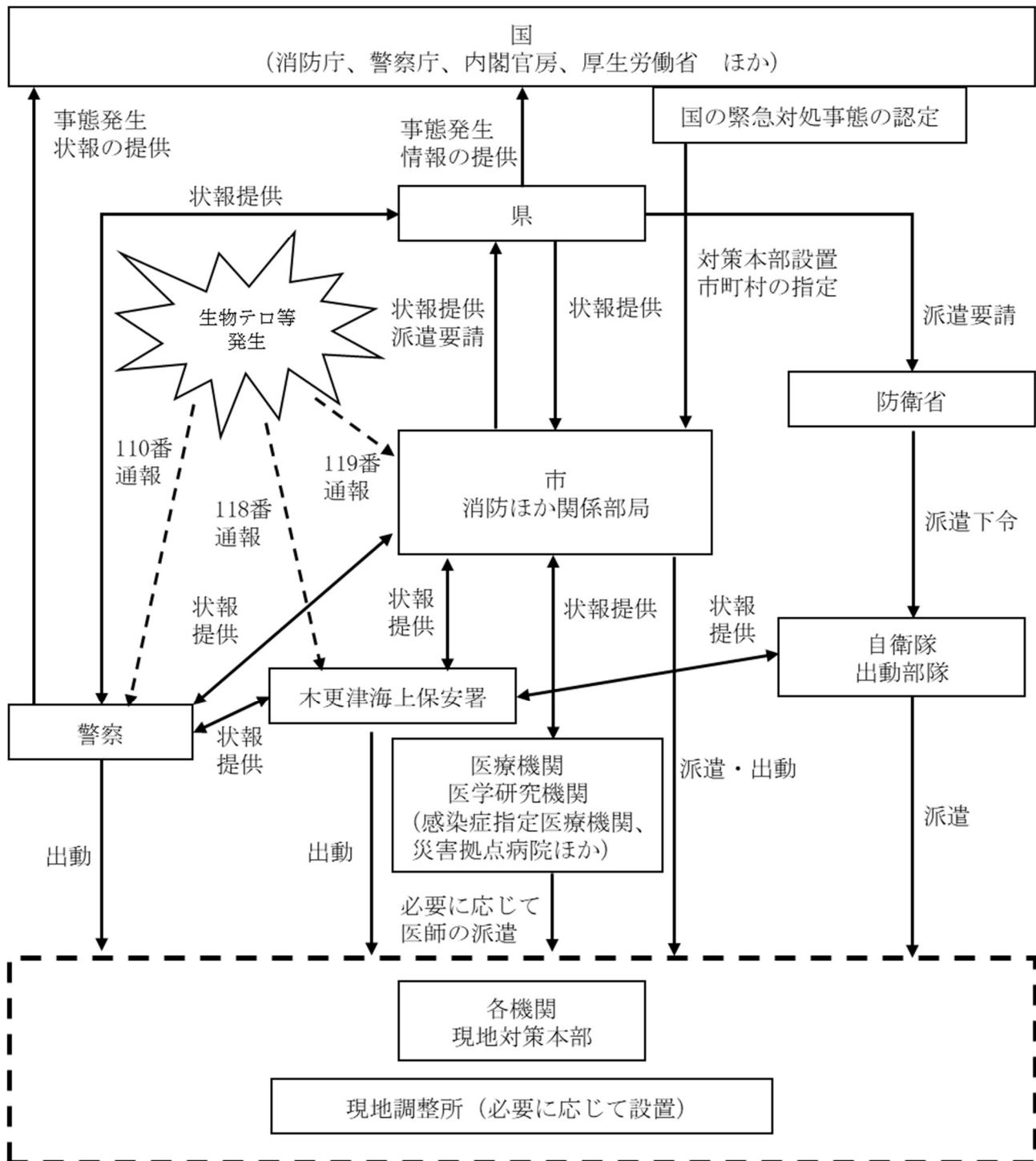


(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

ア 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

関係機関	役 割
市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、簡易検知、検体採取、捜査活動、交通規制など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、保健所への届け出など
自衛隊	搜索及び救出、除染など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

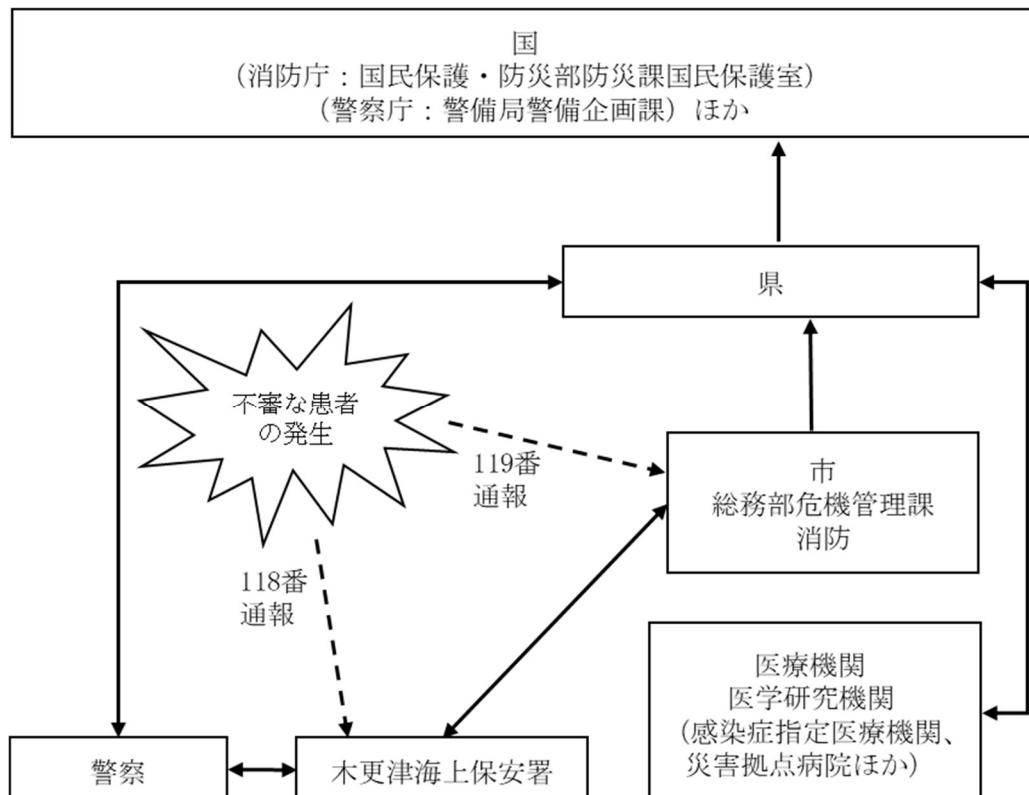
イ 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



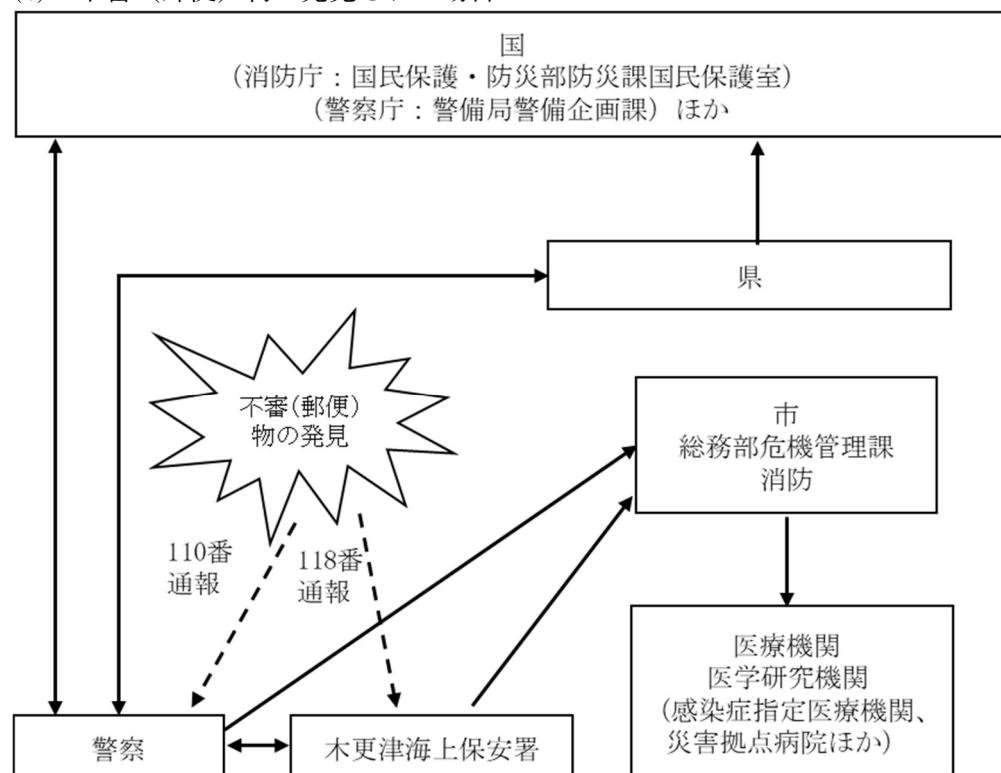
※ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

ウ 生物テロ等発生時の連絡系統図

(ア) 不審な患者が発生した場合



(イ) 不審(郵便) 物が発見された場合

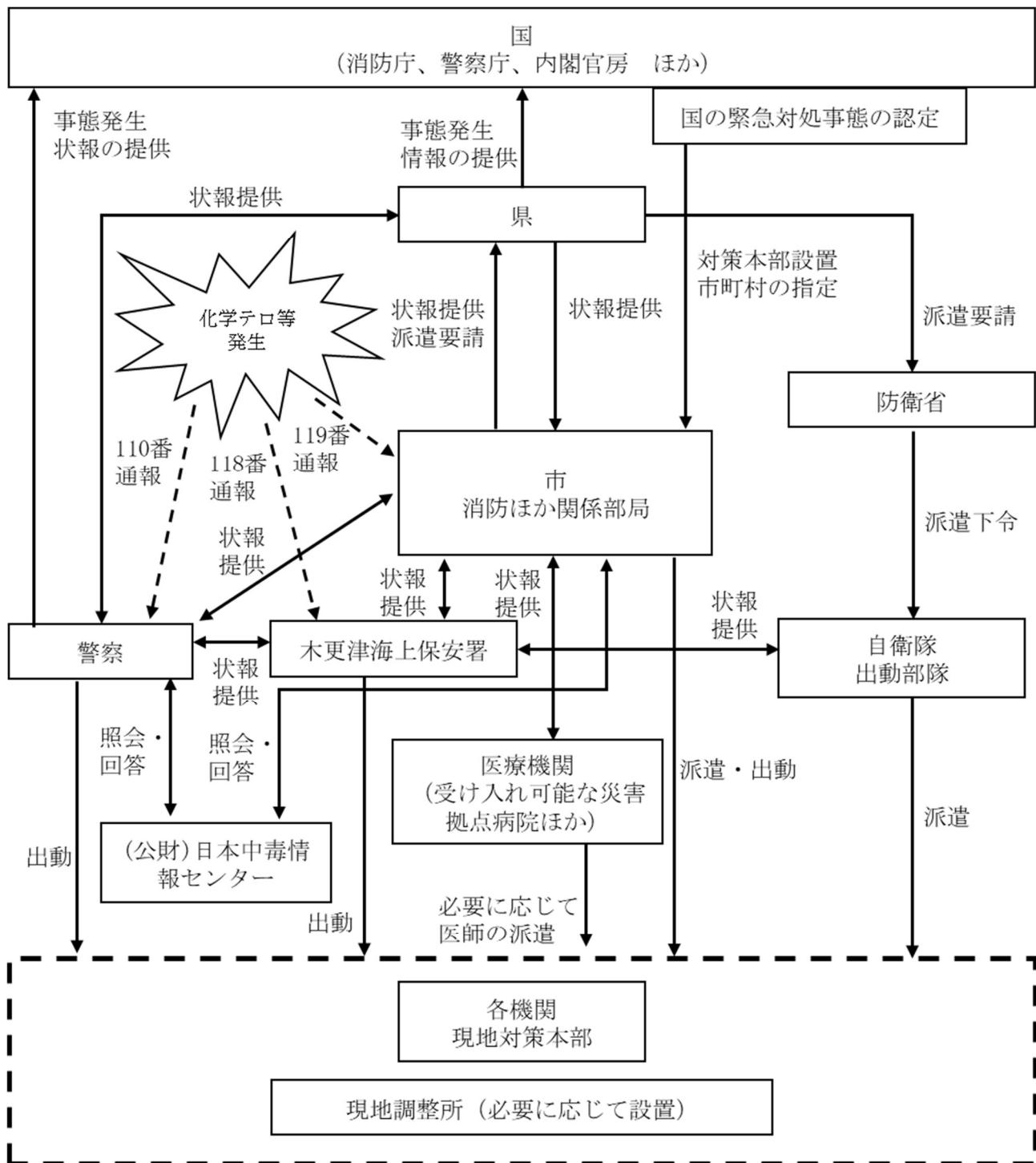


(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）

ア 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

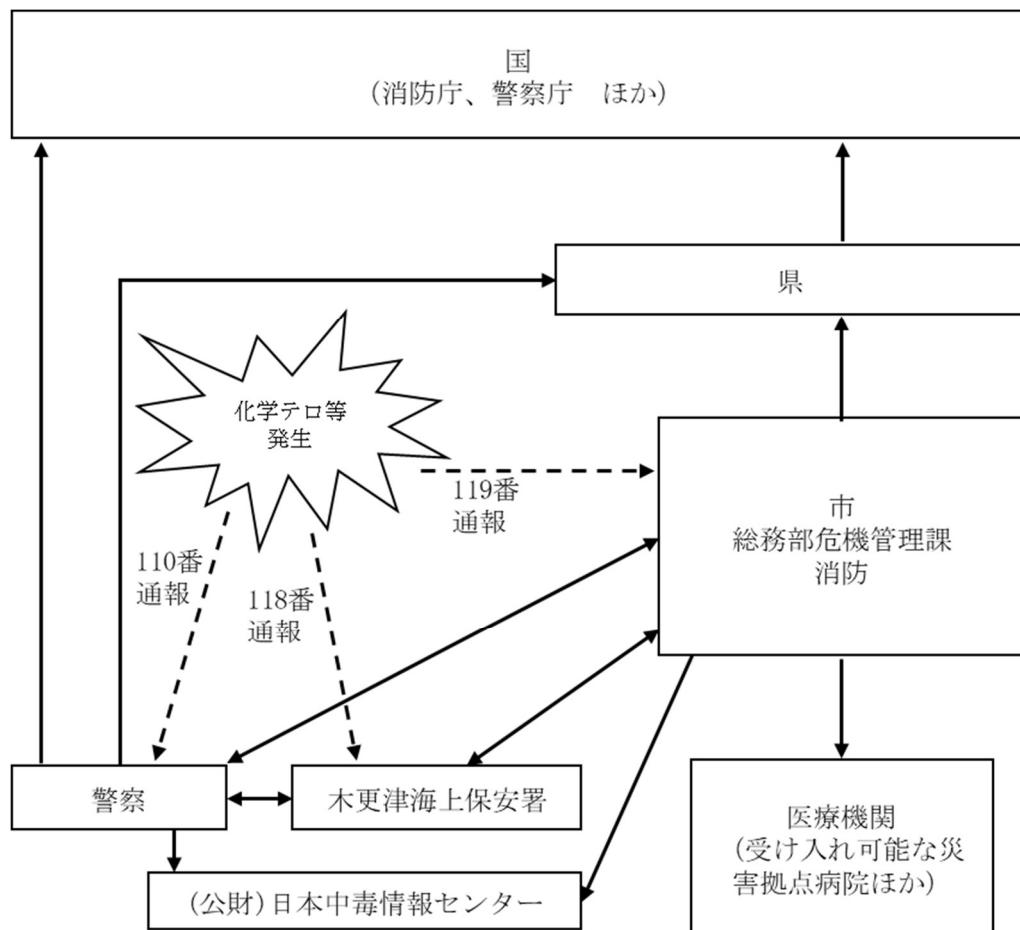
関係機関	役 割
市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一時除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	搜索及び救出、除染など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航、指導・支援など

イ 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ (公財) 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)

ウ 化学テロ等発生時の連絡系統図

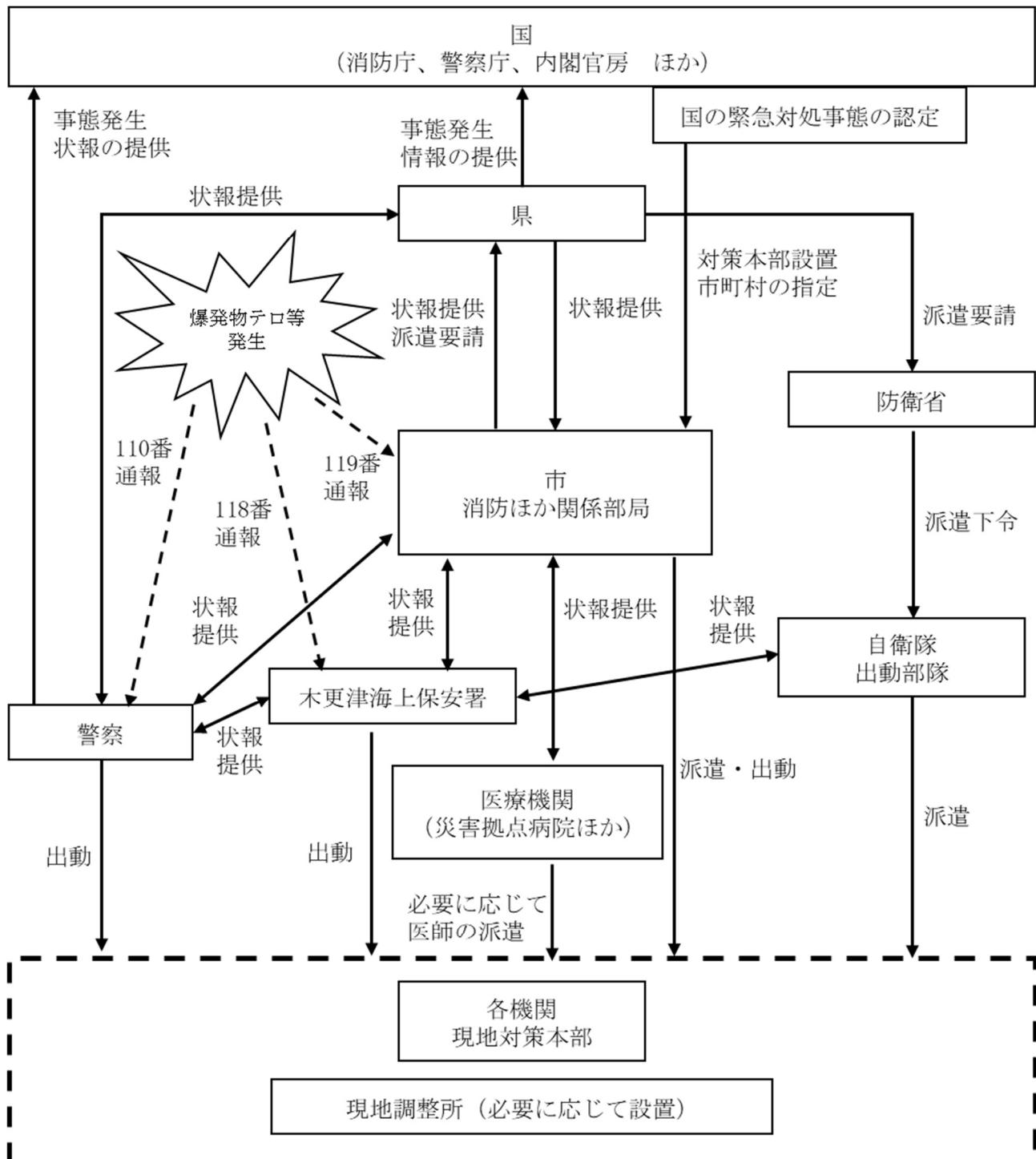


(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

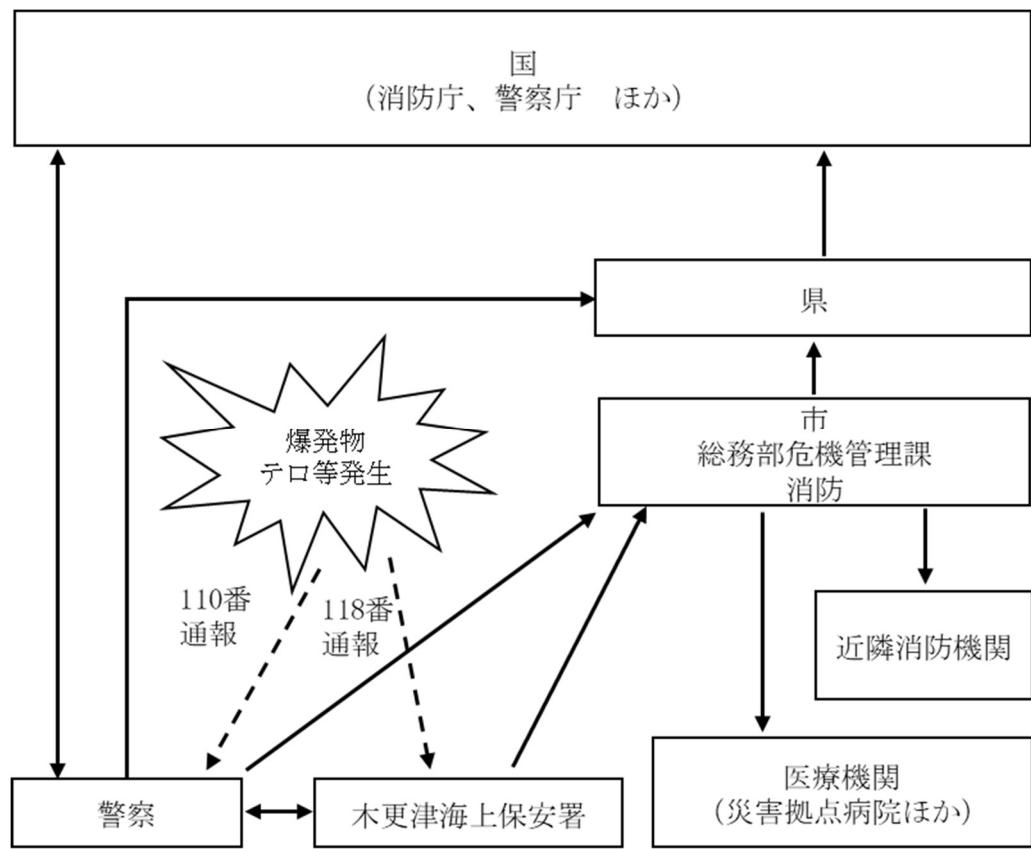
ア 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

関係機関	役 割
市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

イ 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



ウ 爆発物テロ等発生時の連絡系統図



第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

4 石油コンビナート等特別防災区域に係る緊急対処事態における災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域に係る緊急対処事態における災害への対処については、第2編第2章第7の4に掲げる武力攻撃災害への対処に準じて行うものとする。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとする。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理に関係するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 当面の復旧についての留意事項

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。